

官報

号外 昭和六十一年二月十三日

○第一百四回 衆議院会議録 第六号

昭和六十一年二月十三日(木曜日)

議事日程 第六号

昭和六十一年二月十三日

午後二時開議

第一 昭和六十年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案(内閣提出)

第二 昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 昭和五十九年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案(内閣提出)

第四 特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

渡部行雄君の故議員澁谷直蔵君に対する追悼演説
議員請假の件
検察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙
鉄道建設審議会委員の選挙
昭和六十年度一般会計補正予算(第1号)

昭和六十年度特別会計補正予算(特第1号)
日程第一 昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正す

昭和六十一年二月十三日 衆議院会議録第六号 議員澁谷直蔵君逝去につき弔詞贈呈の報告 故議員澁谷直蔵君に対する追悼演説

午後三時五十三分開議

○議長(坂田道太君) 御報告いたすことがあります。

議員澁谷直蔵君は、昨年十一月十六日逝去せられました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

同君に対する弔詞は、議長において去る一月二十八日贈呈いたしました。これを朗読いたしました。

〔総員起立〕

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもつてその功勞を表彰され、さきに文教委員長農林水産委員長の要職につき、また國務大臣の重任にあたられた議員正三位歎等澁谷直蔵君の長逝を哀悼し、つつしんに弔詞をささげます。

○議員澁谷直蔵君に対する追悼演説

○議長(坂田道太君) この際、弔意を表すため、渡部行雄君から発言を求められております。これを許します。渡部行雄君。

〔渡部行雄君登壇〕

○渡部行雄君 ただいま議長から御報告のとおり、本院議員澁谷直蔵先生は、昨年十二月十六日逝去されました。

私は、議員各位の御同意を得て、議員一同を代表し、謹んで哀悼の誠をささげたいと存じます。

澁谷先生は、昨年一月から脳腫瘍手術のため、入院治療に当たっておられましたが、術後、健康を回復され、四月になつて元気に登院されたのであります。そして、六月二十二日、郷里石川町の町村合併三十周年記念式典には、来賓として祝辭を述べられ、その中で「私は皆様に大変御心配をおかけいたしましたが、このとおり健康そのものになりました。今後は、福島空港問題を初め、地

域住民の抱える諸課題解決のため、はたまた国家国民のために、全力を傾けて頑張りたいと存じます」と、力強く復帰宣言をなされたのであります。その声は朗々として満堂に響き、先生の今後の御活躍を期待するに十分がありました。

しかし、それからわずか半年も経ずして、御家族の懸命な御看護もむなしくついに不帰の客となられましたことは、まことに痛恨哀惜の情を禁じ得ないのであります。

澁谷先生は、大正五年八月、福島県石川郡石川町にお生まれになり、「柄櫛は双葉より芳し」のたとえどおり、幼少のころより俊秀の誉れ高く、石川中学時代は開校以来の秀才とうたわれ、その才能を惜しむ恩師の強い勧めによって、仙台の第二高等学校に進学されたのであります。そして二高時代は、青春を剣道に打ち込み、剣道部の主将として大活躍され、「二高に澁谷あり」と勇名をとどろかせたことは、今なお語り継がれているのであります。

先生は、二高を卒業後、東京帝國大学法医学部に進まれ、在学中に高等文官試験の司法、行政の両科に合格し、昭和十五年、大学を御卒業されるとともに内務省に入省されたのであります。ところが、入省わずか四ヶ月で兵役に服され、四年間の軍務を経て、海軍主計大尉で予備役となり、再び内務省に戻られたのであります。

やがて終戦を迎え、新たに民主國家として出発した我が国は、労働者の地位と福利の向上を図るために、昭和二十二年、労働省を発足させたのであります。その発足と同時に先生は、労働省に入られ、働くに職もなく、極度の荒廃状態にあった窮状を救わんとして、若き情熱を失業者救済と雇用の確保等に傾けられて、緊急失業対策法や労働組合法、労働基準法など幾多の法律制定に御尽力され、草創期の我が國労働行政の基礎を築かれたのであります。(拍手)

そして昭和三十二年、初めて労働省に官房長制がしかれた際には、四十一歳の若さで初代官房長

に就任され、当時の石田学園大臣の女房役として、画期的な労働行政を推進、その才腕を遺憾なく発揮されたことは、今なお語り草となっているところであります。(拍手)また、先生は、激務の傍ら「戦後日本の雇用失業とその対策」「労働基本法の詳解」等、その他多數の専門書を著されるなど、多くの輝かしい業績を残されたのであります。

昭和三十五年、時あたかも我が国は、日米安全保障条約をめぐって世情騒然たる中で衆議院が解散され、第二十九回総選挙が行われたのであります。そのとき先生は、労働基準局長を辞されて福島第二区から勇躍立候補され、見事初当選の栄冠を得られたのであります。(拍手)以来、連続九回当選、在職二十五年四ヶ月に及びこの間、國政に尽くされた功績はまことに大なるものがあるのであります。

とりわけ、先生は最近、「二十一世紀にむかっての雇用政策」や「産業の高度機械化と高齢化社会に対応する指針」等を明らかにされ、労政問題の専門家として、理論面でも実践面でも我が國屈指の政治家でありました。

また、先生は、労政の分野のみならず、國政全般にわたって幅広い御活躍をなされ、殊に、昭和四十七年に文教委員長、同四十九年には農林水産委員長を歴任、同五十三年十二月、大平内閣の自治大臣、國家公安委員長、北海道開発庁長官等の重職につかれたのであります。そして、就任早々の第八十七回国会冒頭の閣議において、先生は、施政方針演説の草案中「財政再建は国民的課題」という箇所に異議を唱えて、その部分に政府の決意を示すように提議し、これを追加させたことは有名な話であります。

また、國家公安委員長としても、昭和五十四年に開催された東京サミットの際、その期間中、斎戒沐浴してみずから引き締め、不眠不休で警備の総指揮に当たられ、見事サミットを成功に導かれたことも、先生の業績を語る上で忘れるもの

故議員澁谷直藏君に対する追悼演説 元議員増田甲子七君及び元議員佐々木更三君逝去につき弔詞贈呈の報告

議員請暇の件 九六

できないところであります。(拍手)

また、先生は、自由民主党においても、労働部会長、全国組織委員会副会長、広報委員長、衆議院議員総会長、タバコ産業等に関する特別委員長等の要職を歴任され、党務の処理や政策立案等に大活躍され、その功績は不滅であります。

先生は、日ごろ「敬天愛人」「即天去私」を座右銘として、天を敬い、人を愛し、私心を捨てて國家国民のために献身されてまいりました。一見、小柄で温厚な風貌の持ち主であります。しかし、先生がお亡くなりになられる五年前、最愛の妻に先立たれた際の「「妻を偲ぶ」という追憶文の中にもかがえるのであります。

しんとしてものみな眠る病室に妻によりそい夜は明けにけり

死に近き妻のベッドの側にいてあふれる涙

こうえかねつも

とうたわれ、亡き妻に向かって、「妻として、母として、夫の大成のために、弱い肉体に鞭打って最後まで頑張ってくれた。生命のかぎり燃やしつゝして、ついに倒れた。壮烈な戦死といつてもよい、おごそかな死であった。妻よ、おまえは人間としてなすべきことを立派にやりとげて倒れた。

安らかに眠つてほしい。最愛の妻、かけがえのない伴侶をうしなった私の悲しみは、かぎりなく深い。」とつづられたのであります。

そして先生は、この悲しみを乗り越えて、政治

せん。(拍手)

先生と私は、政党派も違ひ、ともに選舉戦を戦ったいわば政敵同士であります。なぜか先生のけいがいに接するとき、尊敬の念と親近感を深くするのであります。これこそ、まさに先生の人間性であり、お人柄の偉大さによるものと思

うのであります。

先生は、「これからは地方の時代である」と口癖

のよう言われ、福島空港建設のために、異常なほどの情熱を燃やされていました。福

島県民のだれしもが願っていたことは、先生にその一番機に乗つていただきたかったことであります。その願いも期待も、今や黄泉のかなたに消え去つてしまつたのであります。今ごろは、最愛の奥さんと二人で、限りない談笑にふけておられることがあります。

今や我が国は、内外ともに多事多難であります。特に、欧米との経済摩擦を初め、高齢化社会の進行、福祉教育費と軍備強化との矛盾、高度情報化への対応など難問は山積し、米ソ関係の変化にも大きな期待と不安が交錯する中で、世界の人々はかたずをのんで見守つてゐるところであります。このようなときに、すぐれた識見と実行力を兼ね備えた先生を失いましたことは、ひとり自由民主党のみならず、本院にとりましても、また、國家国民にとりましても、まことに大きな損失と言わなければなりません。(拍手)

政治に対する真摯な姿勢と大きな展望を抱きな

がら、六十九歳の生涯を閉じられた先生の胸中を

思うとき、哀惜の情ひとしお切なるものを覚える

のであります。

ここに、澁谷先生の御功績をたたえ、その風格

をしのび、心から御冥福をお祈り申し上げて、追悼の言葉をいたします。(拍手)

よつて、許可するに決しました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

から二十七日まで十一日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

いたします。

椎名素夫君から、海外旅行のため、二月十七日

から二十七日まで十一日間、請暇の申し出があ

ります。これを許可するに御異議ありませんか。

いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

よつて、許可するに決しました。

検察官適格審査会委員及び同予備委員の選舉

鉄道建設審議会委員の選舉

○議長坂田道太君 検察官適格審査会委員及び

同予備委員並びに鉄道建設審議会委員の選舉を行

います。

○桜井新君 検察官適格審査会委員及び同予備委

員並びに鉄道建設審議会委員の選舉は、いずれも

その手続を省略して、議長において指名されんこ

とを望みます。

○議長坂田道太君 桜井新君の動議に御異議あ

りませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

認めます。

○議長坂田道太君 御異議なしと認めます。

よつて、動議のことく決しました。

○議長坂田道太君 検察官適格審査会委員に

議長は、検察官適格審査会委員に

小林 進君 及び 中村 嶽君

を指名いたします。

また、

○議長坂田道太君 御異議なしと認めます。

よつて、動議のことく決しました。

○議長坂田道太君 桜井新君の動議に御異議あ

りませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

認めます。

○議長坂田道太君 太田誠一君を愛野興一郎君の予備委員に、

太田誠一君を小林進君の予備委員に

橋本文彦君を中村嶽君の予備委員に

指名いたします。

次に、鉄道建設審議会委員に

金丸 信君 藤尾 正行君

及び 山口 鶴男君 浅井 美幸君

を指名いたします。

○議長坂田道太君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

すなわち、この際、昭和六十年度一般会計補正予算(第1号)、昭和六十年度特別会計補正予算(特第1号)、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長坂田道太君 桜井新君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長坂田道太君 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加せられました。

昭和六十年度一般会計補正予算(第1号)

昭和六十年度特別会計補正予算(特第1号)

○議長坂田道太君 昭和六十年度一般会計補正予算(第1号)、昭和六十年度特別会計補正予算(特第1号)、右両案を一括して議題といたします。

(特第1号)、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長小渕恵三君。

委員長の報告を求めます。予算委員長小渕恵三君。

昭和六十年度一般会計補正予算(第1号)及び同

報告書

昭和六十年度特別会計補正予算(特第1号)及び

同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔小渕恵三君登壇〕

○小渕恵三君 ただいま議題となりました昭和六十年度一般会計補正予算(第1号)及び同

補正予算(特第1号)につきまして、予算委員会に

おける審査の経過並びに結果を御報告申し上げま

す。

この補正予算両案は、去る一月二十四日本委員

会に付託され、同月三十一日に竹下大蔵大臣から

提案理由の説明を聽取し、昨二月十二日及び本十

三日の両日質疑を行い、本日質疑終了後、討論、

採決をいたしたものであります。

まず、補正予算の概要について申し上げま

します。

すなわち、この際、昭和六十年度一般会計補正予算(第1号)、右両案を一括議題となし、委員長の

報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長坂田道太君 桜井新君の動議に御異議ありませんか。

億円の減収を見込む一方、税外収入の増加、前年

度剩余金受け入れなどで合計三千七百二十億円を計上するほか、建設公債三千五百三十億円、特例公

債四千五十億円を追加発行することとしたとしてお

ります。

この結果、昭和六十年度補正後の予算総額は、

歳入歳出とも、当初予算に対し七千一百三十二億円増加して、五十三兆二千二百二十九億円となります。

特別会計につきましては、一般会計の補正等に

関連して、厚生保険特別会計、道路整備特別会計など十三特別会計について所要の補正を行ふこと

といたしております。

なお、一般会計及び特別会計において、内需拡

大に関する対策の一環として、一般公共事業に係

る国庫債務負担行為三千九百八十七億円を追加計

上することといたしております。

次に、質疑のうち、主なものについてその概要

を申し上げます。

まず、「昭和六十年度補正予算において、租税

及び印紙收入を四千五十億円減額修正いたしてお

りますが、その理由は何か。財政状態が非常に厳

しい今日でありますから、税収見込みを誤るべき

ではない。経済成長率の見込みが狂ったため、税

収が落ち込んだのではないかとの趣旨の質疑が

あり、これに対し政府から、「給与に係る源泉所

徴税が伸び悩み、法人税が企業収益の低迷により

減収となり、また、石油税が円高、原油価格の低

下等により伸び悩んだためである。経済成長率

は、基準の改定により若干の数字の変更はあった

が、実態的には変化はない。ただ、名目成長率に

ついては、〇・二ないし〇・三%当初見通しを下

回っている旨の答弁がありました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長坂田道太君 両案につき討論の通告があ

ります。順次これを許します。井上一成君。

〔井上一成君登壇〕

次に、「本年度補正予算の歳出面について、国民健康保険特別交付金千三百六十七億円」というの

が初めて計上されている。これを出さなければな

らなくなつた理由は何か」との趣旨の質疑があ

り、これに対し政府から、「昭和五十九年十月か

ら実施した退職者医療制度については、できる限

り正確を期したのであるが、統計上の制約などか

ら、対象者数の把握等に当初見込みと実績の乖離

が生じ、市町村国民健康保険の財政圧迫の要因となつたので、厳しい国の財政事情のもとにおいて

も特別に措置しようと判断したものである」旨の

答弁がありました。

度補正予算二案について、反対の討論を行いました。

私どもは、昭和六十年度の政府予算について、防衛費のみが突出し、そのしわ寄せが社会保障費、教育関係費、地方財政に集中した著しく均衡を失ったものとなつてゐること、さらに、政府の言う「増税なき財政再建」が決定的な破綻を示した内容となつてゐることなどの点を指摘し、反対をいたしました。

我が国の経済は、昨年秋以降の急激な円高の進展により、政府が当初見込んだ六・一%の成長率の達成が不可能になつたばかりではなく、多くの輸出関連産業及び競争力の弱い国内産業、とりわけ、これらの産業の底辺を支えている中小零細企業にとって、円高不況ともいふべき厳しい局面に陥っております。

私どもは、このような状況にかんがみ、かねてから、不公平税制のは正による大幅減税、円高や原油安による差益の還元、中小零細企業対策の充実、住宅を中心とした内需拡大策の早急な実施などを強く要求いたしまりましたが、政府は、これら既に国民的合意が形成されていると言つても過言ではない諸要求に対しても、かたくなに耳を傾けようとはせず、あまつさえ、民営化に名をかりて国民の財産である国鉄の分割解体を図り、さらに、内需拡大の一つの要因となる公務員給与の取り扱いについても実施時期をおくらせるなど、国民に背を向けた政治姿勢をとり続けていることは必ずや国民全體の強い批判を受けることになると考へるものであります。(拍手)

以下、今回の補正予算案に反対する理由を申し上げます。

反対する理由の第一は、本補正予算が財政法第六条の規定を踏みにじる形で編成されていること

財政法第六条は、御存じのとおり、剩余金を生じた場合、その二分の一以上の金額を公債等の償還財源に充当することを規定いたしております。

そればかりではなく、政府は、これまでのいわゆる赤字特例公債の発行に際し、昭和五十年十月の衆議院予算委員会において、当時の大平大蔵大臣が、財政法第六条の剩余金の繰り入れに関する「從来は、原則として剩余金の二分の一に相当する金額を充ててきましたが、特例公債償還までの間は、その全額を充てる予定であります。」との説明を行っております。しかしながら、政府は、その後、この説明をみずから放棄したばかりでなく、その都度、臨時異例の措置と称し、財政法の規定そのものまで再三にわたり踏みにじつたのであります。

今回の補正予算の編成に際しても、財源不足を

理由に、昭和五十九年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案を補正予算案にあわせて提出し、五十九年度の決算上の剩余金一千七百五十億円を全額一般財源に充當しておらず。財政法は、国の予算その他財政の基本を定めた財政法とともに言うべき極めて重要な法律であります。大幅減税のための財源確保といふとともに、ただ単に財源不足を生じたからといって、その都度、臨時異例の措置として妥協にこの予算の編成を行うことができるということになれば、國の財政の基本を定めた財政法は、空文に等しいものとなってしまうのではないか。その負担を我々の子孫に転嫁し、将来にわたって禍根を残すことになると言わざるを得ないのであります。

反対する理由の第三は、この補正予算には、国民の要求する減税等の措置が全く盛り込まれていないことであります。

円高不況の中、減税を求める国民の声には切実なものがあります。私どもは、不公平税制を是正することによって、大幅な減税が可能であることを明らかにしてきましたが、政府は、これらの問題を先送りするとともに、増税との抱き合わせで減税を実施するという、国民の期待を裏切る姿勢を示しているのは極めて遺憾であります。

反対する理由の第二は、税収見込みのずさんさ

と、これを補てんするためのいわゆる赤字特例公債の追加発行であります。

我が国経済は、既に低成長時代に直面しております。しかし、政府は、みずからの財政再建の破綻を翻案するため、常に高目の成長率を想定した

財政見通しをつくり、それに基づく予算編成を

行つてゐるのが実態であります。このことは、こ

の十年間を振り返つても、政府の経済見通し

を上回る成長が達成されたのは昭和五十九年度のみであり、その他はすべて実際の成長率が政府見

通しを下回つてゐる事実からも明らかであります。昭和六十年度についても、当初六・一%の成長を見込みながら、補正の段階ではこれを五・

七%に変更し、これに基づいて税収の見積もりを修正するという、極めて場当たり的な財政運営を行つてゐることは問題であると考えます。

予算編成で最も大切なことは、ありのままの財政の姿、景気予測を国民に知らることであるはずであります。その実態が窮状を告げるものであ

るにもかかわらず、それを直視せず、意図的に税収を高目に見積ることは許されないと思うのであります。(拍手)さらにその上、税収見直しによる減収分を赤字特例公債の追加発行によつて補てんすることは、単に昭和六十五年に特例公債の発行をゼロにするという財政再建の破綻を内外に明らかにするだけではなく、その負担を我々の子孫に転嫁し、将来にわたって禍根を残すことになると言わざるを得ないのであります。

反対する理由の第三は、この補正予算には、国民の要求する減税等の措置が全く盛り込まれていませんことは、單に昭和六十五年に特例公債の発行をゼロにするという財政再建の破綻を内外に明

らかにするだけではなく、その負担を我々の子孫に転嫁し、将来にわたって禍根を残すことになると言わざるを得ないのであります。

ものであります。しかも、この人事院勧告は、國家公務員の労働基本権を制約する代價措置であ

り、財政上の都合だけでその完全な実施を行わぬ

いというのば、人事院勧告制度の形骸化を招くものであります。今回の補正予算では、四月実施の

人事院勧告を七月実施としておりますが、このよ

うな人事院勧告の不完全な形での実施が、国家公

務員の給与の抑制にとどまらず、地方公務員、年

金、恩給生活者などにも悪影響を及ぼしてゐる事

実も、見過ごわけにはいかないのであります。

以上、補正予算二案に反対する主な理由を申し上げました。

最後になりましたが、今回の補正予算の提出で

明らかになったように、今こそ「増税なき財政再建」の路線が既に完全に破綻した事実を、政府は

ありのままの姿で国民に知らせ、国民の批判を求めるべきであるということをつけ加えまして、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(坂田道太君) 相沢英之君。

〔相沢英之君登壇〕

○相沢英之君 私は、自由民主党・新自由国民連合を代表して、ただいま議題となつております昭和六十年度補正予算両案に對し、賛成の討論を行います。(拍手)

我が国経済は、二度にわたる石油危機を初めと

する幾多の試練により、経済活動が低迷いたしま

したが、国民生活の安定と經濟の持続的成長を確保するため、政府は、毎年多額の公債を発行す

りますなど、機動的な財政施策を展開してこの試練を乗り越え、今や我が国経済は、世界経済のほぼ一

かし、その反面、我が国の財政は、公債残高の累

増等によつて、社会経済構造の変化に対応する新

たな施策を講ずる余力を徐々に失つてしまいま

たので、早期に財政の対応力を回復することが緊急の課題となり、昭和六十年度当初予算も、経費

の徹底した節減合理化を図りながら、特例公債依存体質の改善に努めるよう編成されたのであります

十一

かかるに、当初予算成立後に、我が国を取り巻く世界の情勢は大きく変化いたしました。すなはち、アメリカ経済の拡大速度の鈍化、我が国の五百億ドルにも及ぶ輸出黒字の発生、貿易摩擦の激化、内需拡大圧力の増大など、種々困難な問題が発生し、これら諸問題解決の一環として、為替レートについては、昨年九月に五カ国蔵相・中央銀行総裁会議、いわゆるG5が開かれ、その合意を契機として、円高が急速に進んだのであります。一方、国内においては、円高基調の影響とともに受けた経済の陰りに対し、内需の振興等を促進するための経済運営が強く望まれ、また、災害による被災地の復旧事業も急がれています。そこで、本補正予算に賛成する理由を申し上げます。

その第一は、災害復旧費の追加であります。昨年は、自然災害が多く発生し、このため、幾多のとうとい人命が失われたことは、まことに痛ましい限りでありますと同時に、被災地の方々は、日常生活にはかり知れない不便を感じておられることがあります。今回の補正予算では、災害復旧に特段の意を注ぎ、初年度復旧進度を従来よりもさらに速めるなど、万全を期することとして、三千五百三十四億円を計上しております。これにより、被災地の方々が明るい希望を持って、生活の再建に取り組むことができるものと高く評価できます。

賛成の理由の第二は、公務員給与の改善であります。公務員給与については、これまで厳しい財政

事情の中で、適宜、相当程度の改善を行つてきていますが、昭和六十年度は、人事院勅令告制度の本旨にのっとり、かつ、公務員が生活の安定を通じて職務に専念することを期待して、七月からではありますが、勅令どおりに五・七四〇%引き上げ、率においては完全実施を行つたのであります。今回の措置により、公務員給与についてのいわゆる積み残しは解消されたことになります。公務員各位も、政府の意図するところに沿つて、綱紀の肅正に努めるとともに、国民への奉仕に一層努力されることを望むものであります。

賛成の理由の第三は、内需振興のためのことであります。

近年、輸出入のアンバランスが拡大し、アメリカを始め欧州諸国等が我が国に対し、貿易収支の不均衡是正を強く求めていることは、御承知のこととおりであります。貿易立國である我が国として、は、自由貿易体制の維持強化を図るために、経済懸念の解消に真剣に取り組んでいかなければならぬのは当然のことであります。これにこたえて、政府・自由民主党は、率先して各種の対策を決議し、その推進に努めてまいりました。すなわち、昨年四月の「対外経済対策」の決定、七月の市場開放のための「アクション・プログラムの骨格」の策定、十月及び十二月末の「内需拡大に関する対策」の決定と、切れ目なくあらゆる努力を傾注してきましたのであります。

今回の補正予算においても、一般会計及び特別会計に、内需拡大に関する対策の一環として、一般公共事業に係る国庫債務負担行為約四千億円を追加計上し、これにより、事業費として六千億円を確保いたしております。この措置は、経済の健全均衡を通じて経済摩擦の解消を図るために内需の拡大等に努めるという、従来の基本方針に沿うるものでありますから、貿易収支不均衡是正への積み重ねとして、補正予算の二日も早い成立を切望するものであります。

以上、私は、本補正予算に賛成する主な理由を申

し述べてまいりましたが、我が国は、これから急速に高齢者社会を迎えることになり、また、対外経済摩擦も我が国の経済構造から、まだまだ続くものと見なければなりません。このようなときに当たり、政府におかれでは、引き続き行財政改革を推進するとともに、財政の根本的健全化を図るよう十分留意し、また一方、拡大均衡のもとでの新しい成長を促進するためには、規制緩和を初め、民間活力を最大限發揮させるための環境を整備するとともに、基礎的、先端的分野における創造的技術開発を推進して、付加価値の高い産業への転換を図るなど、将来の我が国産業のあり方に万全を期せられんことを特に要望し、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(坂田道太君) 駒谷明君。

(駒谷明君登壇)

○駒谷明君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となつております昭和六十年度補正予算第二案に対し、反対の討論を行うものであります。(拍手)

我が国経済は、国内需要が伸び悩み、依然として外需依存の経済から脱却し切れない状態が続いております。米国を始め諸外国から非難を浴びてゐる著しい対外経済不均衡を解消するためにも、内需の拡大が急務であります。一方、財政の再建は一向に進まず、昭和六十一年度予算案では、昭和六十五年度に赤字国債発行から脱却するとした財政再建の目標が、事实上、放棄されてしまったのであります。

私どもは、今日のような状況を招かないようとするため、六十年度当初予算の審議あるいは予算修正要求で、内需拡大と国民生活防衛の点から不可欠である所得税、住民税減税の実施を迫り、財政再建の名のもとに国民生活に負担と犠牲を押しつける経済財政運営を厳しく追及し、その転換を強く求めたのであります。政府の続けている縮小均型の予算では、内需拡大の実現が不可能であり、また、財政再建を進めることができないこと

は明白であるからであります。しかしながら、中曾根内閣は、私どもの要求に耳を傾けようとしなかつたのであります。今回の補正予算案で、税収の減額、赤字国債の追加発行という事態に追い込まれ、事態をますます悪化させた責任は重大であると言わなければなりません。

以下、本補正予算案に反対する主な理由を申します。

第一は、積極的な内需拡大策の実施を怠り、税収の減額修正を余儀なくされたことであります。

今回の補正予算案では、法人税を中心にして四千五十億円に上る税収の減額修正を行つておりますが、この原因は、景気の後退による企業の収益の落ち込みと給与所得の伸び率の低下によるものであります。このことは、とりもなおさず、政府が積極的な内需拡大を怠つたことによつてもたらされてゐるものであり、中曾根内閣の経済財政運営は厳しく追及されなければならないのです。

私どもが内需拡大のために特に強く要求した所得税減税が、四野党と自民党的闘争で前向きに合意がなされ、政府もその合意の尊重を約束しながら、寝たきり老人減税等にとどめられたことは、国民生活防衛の点からもまことに遺憾であります。また、私どもは、当初から公共事業費の追加を要求してきたのであります。これも見送られた上、本補正予算案における公共事業費の追加も、國庫債務負担行為によるもので、これは六十年度予算の先食いであります。内需拡大のための減税を実施せず、公共事業の追加もしなかつたことが、内需の伸び悩みをもたらし、一方では、内外不均衡の拡大を生じさせているのであります。現在の我が国経済の課題は、積極的な内需拡大策を講じ、内需主導の安定成長を図ることであります。その意味で、政府は、これまでの財政経済運営を厳しく反省し、本補正予算案に積極的な内需拡大のための具体策を盛り込むべきであると考えるものであります。

反対する理由の第二は、財政再建計画を破綻さ

せる四千五十億円もの赤字国債を追加発行したこととあります。政府は、六十五年度赤字国債脱却を目指し、不十分ながらも六十年度当初予算では、赤字国債発行額を七千二百五十億円減額いたしました。しかし、本補正予算案で、税収の減額と同額の四千五十億円の赤字国債を追加発行せざるを得なくなつた結果、六十年度の赤字国債発行額の減額は、五十九年度に比べてわずか三千二百億円、五十七年度実績七兆円に比べても、わずかに八千六百五十億円の減額にとどまつてしまつたのであります。

六兆円の税収不足を生じた五十七年度補正予算以

來の赤字国債追加発行は、財政再建をさらにおくらすことになつたのであります。

また、赤字国債の発行によつて、財政法上、半分は国债償還のための国債整理基金に繰り入れることが義務づけられている五十九年度の決算余剰金一千七百五十五億円を、全額歳入に繰り入れる特例措置を講ぜざるを得なくなつたことは、公債の償還財源の窮状にさらに追い打ちをかけているものであります。政府の六十五年度赤字国債脱却を目指す財政再建計画は、もはや事実上、破綻したと言わざるを得ないのであります。中曾根内閣があくまでも六十年度に赤字国債発行から脱却するというのであれば、それをどのように実現するのか、具体的に示すべきであります。

反対する第三の理由は、退職者医療制度への移行人数の見込み違いによって生じた国民健康保険の赤字に対する補てんが、極めて不十分であるということであります。

一昨年十月に発足した退職者医療制度の加入者は、つまり国民健康保険からの移行者は、政府が当初見込んだ四百六万人を大きく下回り、五十九年度実績で二百五十九万人にすぎなかつたのであります。四百六万人の移行を前提に国民健康保険への補助率を引き下げた結果、見込み違いによる

うした影響は、輸出関連企業を中心とした中小企業にまで及び、日本経済を根底から崩壊しかねない状況にあるのであります。

我が国は、三つの重要な課題を抱えているわけですが追加されるとはいえ、それは不足分の六六%にすぎないのであります。当分の間、移行人数の見込み違いが解消されない以上、政府は引き下げた補助率を適正水準に引き上げるべきであります。

反対する第四の理由は、人事院勧告に基づいて五・七四%の国家公務員の給与改善が図られたとはいえ、その実施は七月一日からという不完全なものであることであります。

本年度は、五十七年度以来続けてきた勧告の凍結あるいは勧告率自体の引き下げを避けたことに結んでは評価するものの、実施時期を七月としたことは、人事院勧告の完全実施とは到底言えるものではありません。政府は、今日まで、財政難を

理由に人事院勧告の完全実施を怠つておりますが、このような態度は、公務員の労働基本権を制約する見返りとして設けられている人事院勧告制度を形骸化するものであります。人事院勧告の抑

制による波及効果は、地方公務員、年金、恩給生活者から民間労働者の生活まで幅広い範囲に及び、ひいては、個人消費の伸び悩み、景気低迷の要因となつてゐるのであります。我が党は、かねてから、国家公務員の純減数の拡大を図る一方で、人事院勧告の完全実施を要求してきましたが、

人事院勧告を踏みにじる本補正予算案を認めることはできないのであります。

しかるに、中曾根総理を初め関係大臣は、東京サミット前に、アメリカ、カナダ、英國などを訪問し、貿易摩擦の解消や内需拡大の約束をしながらも、実は縮小均衡型の経済運営から脱却する

ことができず、内容の乏しい民活のみに依存し、何ら積極的な施策を推進しようとしたのであります。私たち民社党は、中曾根総理に対し、対外政策への転換を改めて強く求めるものであります。

私は、以上申し上げました見地から、本補正予算に反対する理由として、第一に、行財政改革への取り組みが極めて不十分であるということであります。

我が党が補助金の整理統廃合を強く求めたのに對し、中曾根内閣は、高率国庫補助金の一割カットという、單に地方へ赤字のツケ回しを行つただけ、ドル安・円高の政策がとられ、今や百八十億円に上り、多くの地方自治体では保険料の

し、地方に同化定着した補助金の地方一般財源化、人件費補助の廃止、箱物の補助金の統合など行革の趣旨に沿うた措置を講るべきであります。

政府は、昭和六十年度予算において一兆一千五百億の減額を図るとしたにもかかわらず、本補正予算で新たに四千五十億の赤字国債を発行しています。政府は、建設国債の追加発行が災害復旧のみにとどまつたのは、極めて遺憾であります。

第三に、公共投資の拡充が盛り込まれていない点であります。

我が党は、建設国債を財源に社会資本の整備と景気拡大を図るために、本補正予算において、事業費ベース約一兆円の公共投資追加を組むよう強く求めてまいりました。しかるに、本案においては、建設国債の追加発行が災害復旧のみにとどまつたのは、極めて遺憾であります。

我が党は、昭和六十年度予算に当たり、国民の負担軽減と個人消費拡大のために、約一兆円程度の所得税減税と、さらに、産業基盤強化のための約三千億程度の投資減税の実施を求めてまいりました。しかし、中曾根総理は、こうした景気回復に不可欠な減税など諸般の施策を見送つたばかりでした。しかし、中曾根総理は、法人税の貸倒引当金の法定繰り入れ率の引き下げや、公益法人、協同組合等の軽減税率の引き下げ、法人税における所得税額控除の控除不足額の還付に関する特例措置等により、三千億もの増税を強行したのでありました。このよう

に、依然として労働者の税負担が高いままに放置され、赤字財政のツケが中小企業に及ぶような政策を続けていくことは、断じて容認することはできません。

第四に、我が党は、退職者医療制度の創設に伴う国庫補助率の引き下げ措置が、政府の同制度への加入者数の見込み違いにより、国保財政に多大な負担増を強いている点であります。補正予算においても、五十九年度、六十年度分の不足額二

○議長(坂田道太君) 田中慶秋君。

〔田中慶秋君登壇〕

○田中慶秋君 登壇

私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となつております昭和六十年度補正予算第二案に対し、反対の討論を行うものであります。

今日の日本経済は、昨年の五カ国議相会議を受けて、ドル安・円高の政策がとられ、今や百八十億円を維持しようとしているわけであります。こ

措置を講ずることとしております。

本案は、一月三十一日本委員会に付託され、昨十二日小沢自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、本年度の地方交付税の落ち込み分に対する国の責任のあり方、昭和六十二年度以降の地方交付税の減額時期等に関する政府の方針等について質疑応答が行われましたが、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、昭和六十二年度以降の地方交付税の総額からの減額時期等についての附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(坂田道太君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第一、昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員長瓦力君。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

○議長(坂田道太君) 起立多數。よって、本案は

昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

[瓦力君登壇]

○瓦力君 ただいま議題となりました昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近の経済情勢等にかんがみ、道路整備事業の実施の一層の促進を図るため、昭和六十年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

委員長報告のとおり可決いたしました。

ら提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、同

日質疑を終了し、直ちに採決いたしました結果、多數をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

[本号末尾に掲載]

[瓦力君登壇]

○議長(坂田道太君) 日程第三、昭和五十九年度歳入歳出の決算上の剩余额の処理の特例に関する法律案(内閣提出)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

委員長報告のとおり可決いたしました。

本件の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

[賛成者起立]

○議長(坂田道太君) 採決いたしました。

以上、御報告申し上げました。

○議長(坂田道太君) 日程第四、特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法案(内閣提出)

以上、御報告申し上げました。

○議長(坂田道太君) 日程第四、特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法案を議題といたします。

以上、御報告申し上げました。

ら質疑を終了し、直ちに採決いたしました結果、多數をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げました。

[本号末尾に掲載]

[野田毅君登壇]

○野田毅君 ただいま議題となりました特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法案につきまし

て、商工委員会における審査の経過並びに結果を

求めます。

御承知のとおり、近年における中小企業をめぐる経済環境は、国際的には、近隣諸国の追い上げ、先進諸国における保護貿易主義の高まり、また、国内的には、技術革新の進展、経済のソフト化、サービス化等大きく変化してきておりますが、加えて、昨年秋以降の円相場の高騰は、輸出型産地の中小企業を中心大きな打撃を与えており、さらに、対外経済関係の改善のためにとられた市場開放政策に伴い、中小企業性製品の輸入の増加が予想されるなど、中小企業をめぐる環境は一層厳しさを増しております。

本案は、このような状況にかんがみ、本年十二月に廃止期限の到来する中小企業事業転換対策臨時措置法を吸収し、中小企業者の事業転換対策の拡充強化を図るとともに、緊急経営安定対策等の措置を講じようとするものであります。

その内容は、

第一に、貿易構造その他の経済的事情の著しい変化によって影響を受けている中小企業者を、「特定中小企業者」として定義すること、

第二に、特定中小企業者が事業の転換を行おうとする場合、または特定商工組合等が構成員である特定中小企業者の事業転換を円滑化するための事業を行う場合には、それぞれ事業転換計画、事業転換円滑化計画を作成し、都道府県知事の承認を受けることができる」とし、承認を受けた特

定中小企業者及び特定商工組合等に対し、金融、税制上の特例措置を講ずること、

第三に、特定中小企業者が円相場の高騰等国際経済事情の激変による影響を受けている場合には、都道府県知事の認定を受けることができる」とし、認定を受けた特定中小企業者に対

して、経営を緊急に安定させるため、金融、税制上の特例措置を講ずること。

第四に、特定中小企業者が国際経済環境等の変化に円滑に適応できるよう、近代化施策の推進、資金の確保、雇用の安定、指導助言、産地への配慮、国際経済環境等の考慮等について規定すること、

第五に、この法律は、施行の日から七年を経過した日に効力を失うこととし、緊急経営安定に係る措置については、昭和六十三年三月三十一日限り、その効力を失うこと

等であります。

本案は、二月五日当委員会に付託され、昨十二

日渡辺通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し

た後、審査を行い、同日質疑を終了いたしました

ところ、日本共産党・革新共同から修正案が提出され、採決の結果、同修正案は賛成少数をもって否決され、本案は、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し、事業転換対策の彈力的運用等に関する附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十一分散会

岩外四君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る七日、本院は、航空事故調査委員会委員長に武田峻君を、同委員に東昭君、榎本善臣君、幸尾治朗君及び西村淳君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

出席国務大臣

内閣総理大臣 中曾根康弘君

法務大臣 鈴木省吾君

外務大臣 安倍晋太郎君

大蔵大臣 竹下登君

文部大臣 海部俊樹君

厚生大臣 今井勇君

農林水産大臣 羽田孜君

通商産業大臣 渡辺美智雄君

運輸大臣 三塚博君

郵政大臣 佐藤文生君

労働大臣 林透君

建設大臣 江藤隆美君

自治大臣 小沢一郎君

国務大臣 江崎眞澄君

国務大臣 加藤紘一君

古賀雷四郎君

國務大臣 後藤田正晴君

河野洋平君

國務大臣 平泉涉君

國務大臣 森美秀君

國務大臣 山崎平八郎君

一、去る七日、建設委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 谷洋一君(理事中島衛君去る十二月二十八日委員辞任につきその補

理事 東家嘉幸君(理事北口博君去る十二月二十八日委員辞任につきその補

○朗読を省略した議長の報告
(議決通知)
一、去る七日、本院は、国家公安委員会委員に平

理事 平沼赳夫君(理事龟井静香君去る十二月二十八日委員辞任につきその補

久

昭和六十一年二月十三日 衆議院會議錄第六号 朗讀

朗読を省略した議長の報告

理事	西村 章三君	(理事小沢貞孝君去る一月十六日委員辞任につきその補欠)	商工委員	佐藤 観樹君
理事	野中 広務君	(理事橋井新君去る七日理事辞任につきその補欠)	辞任	奥田 敬和君
理事	山中 末治君	(理事井上泉君去る七日理事辞任につきその補欠)	補欠	加藤 卓二君
員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	内閣委員	高村 正彦君	横手 文雄君
員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	内閣委員	伊藤宗一郎君	伊藤宗一郎君
内閣委員	池田 行彦君	辞任	石原慎太郎君	石原慎太郎君
内閣委員	石原健太郎君	補欠	山口 敏夫君	山口 敏夫君
予算委員	山口 敏夫君	辞任	石原慎太郎君	石原慎太郎君
予算委員	石原慎太郎君	補欠	中川利三郎君	中川利三郎君
予算委員	中川利三郎君	辞任	伊藤宗一郎君	伊藤宗一郎君
予算委員	伊藤宗一郎君	補欠	上村千一郎君	上村千一郎君
予算委員	上村千一郎君	辞任	倉成 正君	倉成 正君
予算委員	倉成 正君	補欠	白井日出男君	白井日出男君
予算委員	白井日出男君	辞任	林 大幹君	林 大幹君
予算委員	林 大幹君	補欠	佐藤 祐弘君	佐藤 祐弘君
予算委員	佐藤 祐弘君	辞任	倉成 正君	倉成 正君
予算委員	倉成 正君	補欠	片岡 清一君	片岡 清一君
予算委員	片岡 清一君	辞任	林 大幹君	林 大幹君
予算委員	林 大幹君	補欠	佐藤 善明君	佐藤 善明君
予算委員	佐藤 善明君	辞任	松本 善明君	松本 善明君
予算委員	松本 善明君	補欠	渡辺 嘉蔵君	渡辺 嘉蔵君
予算委員	渡辺 嘉蔵君	辞任	新村 源雄君	新村 源雄君
予算委員	新村 源雄君	補欠	三浦 久君	三浦 久君
議院運営委員	三浦 久君	辞任	佐藤 茂弘君	佐藤 茂弘君
議院運営委員	佐藤 茂弘君	補欠	伊藤宗一郎君	伊藤宗一郎君
議院運営委員	伊藤宗一郎君	辞任	朝雄君	朝雄君
議院運営委員	朝雄君	補欠	宇野 宗佑君	宇野 宗佑君
議院運営委員	宇野 宗佑君	辞任	自見庄三郎君	自見庄三郎君
議院運営委員	自見庄三郎君	補欠	鈴木 宗男君	鈴木 宗男君
議院運営委員	鈴木 宗男君	辞任	太田 誠一君	太田 誠一君
議院運営委員	太田 誠一君	補欠	後藤 茂君	後藤 茂君
議院運営委員	後藤 茂君	辞任	金子 みつ君	金子 みつ君
議院運営委員	金子 みつ君	補欠	中村 重光君	中村 重光君
議院運営委員	中村 重光君	辞任	網岡 雄君	網岡 雄君
議院運営委員	網岡 雄君	補欠	宇野 宗佑君	宇野 宗佑君
議院運営委員	宇野 宗佑君	辞任	伊藤宗一郎君	伊藤宗一郎君
議院運営委員	伊藤宗一郎君	補欠	大谷 輝二君	大谷 輝二君
議院運営委員	大谷 輝二君	辞任	和郎君	和郎君
議院運営委員	和郎君	補欠	和郎君	和郎君
議院運営委員	和郎君	辞任	和郎君	和郎君
農林水産委員	和郎君	補欠	伊藤宗一郎君	伊藤宗一郎君
農林水産委員	伊藤宗一郎君	辞任	忠君	忠君
農林水産委員	忠君	補欠	佐藤 銀樹君	佐藤 銀樹君
農林水産委員	佐藤 銀樹君	辞任	自見庄三郎君	自見庄三郎君
農林水産委員	自見庄三郎君	補欠	鈴木 宗男君	鈴木 宗男君
農林水産委員	鈴木 宗男君	辞任	和郎君	和郎君
農林水産委員	和郎君	補欠	太田 誠一君	太田 誠一君
農林水産委員	太田 誠一君	辞任	佐藤 敬治君	佐藤 敬治君
農林水産委員	佐藤 敬治君	補欠	山中 貞則君	山中 貞則君
農林水産委員	山中 貞則君	辞任	藤波 孝生君	藤波 孝生君
農林水産委員	藤波 孝生君	補欠	佐藤 小谷君	佐藤 小谷君
農林水産委員	佐藤 小谷君	辞任	伊藤宗一郎君	伊藤宗一郎君
農林水産委員	伊藤宗一郎君	補欠	宮崎 角治君	宮崎 角治君
農林水産委員	宮崎 角治君	辞任	和郎君	和郎君
農林水産委員	和郎君	補欠	宇野 宗佑君	宇野 宗佑君
農林水産委員	宇野 宗佑君	辞任	伊藤宗一郎君	伊藤宗一郎君
農林水産委員	伊藤宗一郎君	補欠	太田 誠一君	太田 誠一君
農林水産委員	太田 誠一君	辞任	佐藤 太田君	佐藤 太田君
員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	大蔵委員	山花 貞夫君	山花 貞夫君
員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	法務委員	中村 嶽君	中村 嶽君
員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	法務委員	小澤 克介君	小澤 克介君
員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	法務委員	宮崎 角治君	宮崎 角治君
員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	法務委員	佐藤 敬治君	佐藤 敬治君

昭和60年度一般会計補正予算

予算総則補正

第1条 規定の昭和60年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

区分	昭和60年度歳成立予算額(千円)	補 正 額			改昭和60年度予算額(千円)
		追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)	
歳入	52,499,643,415	1,307,522,122	△ 584,283,320	723,238,802	53,222,882,217
歳出	52,499,643,415	1,054,497,989	△ 331,259,137	723,238,802	53,222,882,217

第2条 「財政法」第15条第1項の規定により昭和60年度において國が債務を負担する行為の追加は、

甲号 賽入歳出予算補正
歳入

主 営 部	款 項	補 正 額			
		追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)	額(千円)
総理府	雜 収 入	3,622,704	0	3,622,704	3,622,704
大藏省	雜 収 入	3,622,704	0	3,622,704	3,622,704
	支 款 及 返 納 金	171,000,000	△ 576,000,000	△ 405,000,000	171,000,000
	租 稅	171,000,000	△ 576,000,000	△ 405,000,000	0
	所 得 稅	0	△ 90,000,000	△ 90,000,000	0
	法 人 稅	0	△ 349,000,000	△ 349,000,000	0
	相 稅	43,000,000	0	43,000,000	0

「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるところとする。

第3条 「財政法」第28条の規定による「歳入予算補正明細書」、各省各庁の「予定経費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」並びに「国債・借入金の現在高及び償還年次表に関する補正調書」は、別に添附する。

第4条 昭和60年度一般会計予算総則第6条第1項に定める「昭和60年度の財政運営に必要な財源の確保より昭和60年度において公債を発行することができる限度額5,950,000,000千円」を「6,303,000,000千円」に改める。

第5条 昭和60年度一般会計予算総則第10条第4項を削る。

	石 油 税 有価証券取引税 關 稅	0	△ 58,000,000	△ 58,000,000
政府資産整理収入	128,000,000	0	△ 79,000,000	△ 79,000,000
国有財産処分収入	26,927,148	0	0	26,927,148
国有財産売払収入	26,927,148	0	0	26,927,148
雜 収 入	116,136,923	△ 8,283,024	107,852,509	115,000,000
納 付 金	115,000,000	0	115,000,000	115,000,000
諸 収 入	115,000,000	△ 8,283,024	7,147,401	8,283,024
日本銀行納付金	1,136,623	0	1,136,623	1,136,623
補助貨幣回収準備資金受入	0	△ 8,283,024	0	0
雜	1,136,623	0	1,136,623	1,136,623
公 債 金	758,000,000	0	758,000,000	758,000,000
公 債 金	758,000,000	0	758,000,000	758,000,000
前年度剰余金受入	353,000,000	0	353,000,000	405,000,000
前年度剰余金受入	405,000,000	0	405,000,000	205,414,927
前年度剰余金受入	205,414,927	0	205,414,927	205,414,927
前年度剰余金受入	205,414,927	0	205,414,927	205,414,927
計	1,277,477,688	△ 584,283,024	693,194,674	0
農林水産省				
雜 収 入	14,665,644	△ 218	14,665,426	
納 付 金	13,567,490	0	13,567,490	
諸 収 入	13,567,490	△ 218	13,567,490	
日本中央競馬会納付金	1,093,154	0	1,097,986	
特別会計受入金	1,095,754	0	1,095,754	
公共事業費負担金	2,400	△ 218	2,182	
通商産業省	專 務 納 付 金	1,025,998	0	1,025,998

昭和十六年四月三十日 業務院会議議事録第六回 昭和十六年度一般会計補正予算(第一回)及び回収出金

10回

(外) 勘定

運輸省	雜 収 入	アルコール専売事業 特別会計納付金	1,025,998	0	1,025,998	
		アルコール専売事業 特別会計納付金	635,198	0	635,198	
建設省	雜 収 入	公共事業費負担金	635,198	0	635,198	
		公共事業費負担金 雜 收 入	10,094,880	△ 78	10,094,802	
歳 入			10,094,880	△ 78	10,094,802	
歳 入			10,094,880	0	10,094,880	
歳 入			1,307,522,122	△ 78	1,307,522,122	
歳 出			1,307,522,122	△ 584,288,820	723,238,302	
所	管 組 織	項	補 正 額	追 加 額(千円)	修 正 額(千円)	
國 會	衆 議 院	衆 議 院 施 設 費	517,001	607,648	△ 90,647	
	參 議 院	衆 議 院 施 設 費 計	54,628	0	△ 54,628	
	參 議 院	參 議 院 施 設 費	462,373	607,648	△ 145,275	
	參 議 院	參 議 院 施 設 費 計	462,373	521,527	△ 59,188	
國立國會圖書館	國立國會圖書館	國立國會圖書館 施設費	444,966	521,527	△ 76,561	
裁判官訴追委員會	裁判官訴追委員會	裁判官訴追委員會 施設費	180,639	188,674	△ 58,035	
裁判官彈劾裁判所	裁判官彈劾裁判所	裁判官彈劾裁判所 施設費	26,316	0	△ 26,316	
國會所管補正額合計	國會所管補正額合計	國會所管補正額合計	1,010,901	1,317,849	△ 306,948	

(外) 舉 議

15

裁 判 所	裁 判 所	最 高 裁 判 所	下 級 裁 判 所	裁 判 施 設 計	所 費	1,034,514	△	128,049	906,465
檢 察 委 會	檢 察 委 會	檢 察 委 會	檢 察 委 會	檢 察 委 會	檢 察 委 會	1,211,365	△	211,153	1,000,212
檢 察 委 會	檢 察 委 會	檢 察 委 會	檢 察 委 會	檢 察 委 會	檢 察 委 會	0	△	5,715	5,715
檢 察 委 會	檢 察 委 會	檢 察 委 會	檢 察 委 會	檢 察 委 會	檢 察 委 會	2,245,879	△	344,917	1,900,962
檢 察 委 會	檢 察 委 會	檢 察 委 會	檢 察 委 會	檢 察 委 會	檢 察 委 會	45,008	△	3,552	41,456
檢 察 委 會	檢 察 委 會	檢 察 委 會	檢 察 委 會	檢 察 委 會	檢 察 委 會	2,290,887	△	348,469	1,942,418
會 計 檢 查 院	會 計 檢 查 院	會 計 檢 查 院	會 計 檢 查 院	會 計 檢 查 院	會 計 檢 查 院	0	△	27,061	27,061
國 閘	國 閘	國 閘	國 閘	國 閘	國 閘	36,855	△	72,995	36,140
內 人	內 人	內 人	內 人	內 人	內 人	16,871	△	5,186	11,685
國 防	國 防	國 防	國 防	國 防	國 防	117,220	△	33,183	84,037
總 理 府	總 理 本 府	總 理 本 府	總 理 本 府	總 理 本 府	總 理 本 府	541	△	1,560	1,019
總 理 府	總 理 本 府	總 理 本 府	總 理 本 府	總 理 本 府	總 理 本 府	171,487	△	112,924	58,563
議 會	議 會	議 會	議 會	議 會	議 會	91,785	△	368,916	277,181
議 會	議 會	議 會	議 會	議 會	議 會	0	△	6,160	6,160
議 會	議 會	議 會	議 會	議 會	議 會	0	△	7,000	7,000
議 會	議 會	議 會	議 會	議 會	議 會	91,785	△	382,076	290,291
議 會	議 會	議 會	議 會	議 會	議 會	0	△	19,225	18,225
議 會	議 會	議 會	議 會	議 會	議 會	74,430	△	27,324	47,106
議 會	議 會	議 會	議 會	議 會	議 會	1,175,684	△	771,465	404,219
議 會	議 會	議 會	議 會	議 會	議 會	132,610	△	2,848	129,762
議 會	議 會	議 會	議 會	議 會	議 會	22,973	△	7,184	15,789
議 會	議 會	議 會	議 會	議 會	議 會	148,367	△	9,188	139,184
議 會	議 會	議 會	議 會	議 會	議 會	0	△	2,184	2,184
議 會	議 會	議 會	議 會	議 會	議 會	1,479,634	△	792,864	686,770
公 告 等 調 整 委 員 會	公 告 等 調 整 委 員 會	公 告 等 調 整 委 員 會	公 告 等 調 整 委 員 會	公 告 等 調 整 委 員 會	公 告 等 調 整 委 員 會	6,352	△	3,729	2,623

昭和十六年一月三十日止 案件別収支摘要表(取扱額)及び回収額

110

内務省		宮内省		官公署		内務省		内務省	
内務省	内務省	内務省	内務省	内務省	内務省	内務省	内務省	内務省	内務省
国連アジア統計研修協力費	2,540	△	2,540	△	2,540	△	2,540	△	2,540
統計調査研究費	0	△	0	△	0	△	0	△	0
行政情報処理調査研究費	0	△	0	△	0	△	0	△	0
青少年対策本部費	0	△	0	△	0	△	0	△	0
北方対策本部費	0	△	0	△	0	△	0	△	0
計	915,269	△	602,378	△	312,891	△	244,028	△	27,991
北海道開発庁	272,019	△	7,896	△	7,896	△	22,340	△	27,584
北海道開発計画費	0	△	0	△	0	△	0	△	0
北海道開発事業指導監督費	0	△	27,584	△	27,584	△	50,000	△	58,658
北海道治水事業工事諸費	0	△	8,658	△	8,658	△	204,000	△	3,940,000
揮発油税等財源北海道道路整備事業費	0	△	0	△	0	△	73,000	△	228,340
北海道道路事業工事諸費	0	△	0	△	0	△	73,000	△	80,955
北海道港湾漁港空港整備事業費	0	△	0	△	0	△	870	△	978
北海道公團事業工事諸費	0	△	0	△	0	△	70,514	△	78,678
北海道土地改良事業工事諸費	0	△	0	△	0	△	23,548	△	23,548
北海道災害復旧事業工事諸費	0	△	0	△	0	△	4,570,480	△	4,683,176
計	4,683,176	△	112,696	△	4,570,480	△	38,140,056	△	3,230,322
防衛本部	41,370,378	△	3,230,322	△	3,230,322	△	1,143,373	△	1,143,373
武器車両等購入費	0	△	0	△	0	△	0	△	0
航空機購入費	0	△	878,130	△	878,130	△	878,130	△	878,130
施設整備費	0	△	35,633	△	35,633	△	35,633	△	35,633
施設整備品等購入費	0	△	3,146,011	△	3,146,011	△	3,146,011	△	3,146,011
計	115,324	△	115,324	△	115,324	△	115,324	△	115,324

	研究開発費	計	△	413,328
防衛施設庁	防衛施設	41,370,378	△	8,962,121
	調達労務管理	414,980	△	48,714
	施設運営等関連諸費用	0	△	41,034
	提供施設移設整備費	0	△	41,034
経済企画庁	経済企画計	0	△	193,296
	経済企画研究	414,990	△	3,262
	経済企画計	23,398	△	286,306
科学技術庁	科学技術振興調整費	0	△	145,415
	科学技術振興調整費	23,398	△	11,938
	科学技術振興調整費	76,687	△	157,353
	科学技術振興調整費	391,810	△	64,642
	科学技術振興調整費	0	△	2,356,311
	科学技術振興調整費	14,522	△	2,024,501
	原子力平和利用研究促進費	465,475	△	2,800,479
	國立機関原子力試験研究促進費	0	△	59,644
	放射能調査研究費	0	△	59,644
	科学技術試験研究所施設費	172,788	△	301,382
	科学技術試験研究所施設費	0	△	8,000
	資源調査所	0	△	8,000
	資源調査所	1,091,282	△	3,695
環境庁	環境保全総合調査研究促進調査費	51,271	△	6,033,512
	環境保全総合調査研究促進調査費	0	△	169,645
	環境保全総合調査研究促進調査費	0	△	118,374
	環境保全総合調査研究促進調査費	0	△	3,150
	環境保全総合調査研究促進調査費	0	△	95,681
	環境保全総合調査研究促進調査費	0	△	95,681
	環境保全総合調査研究促進調査費	0	△	21,556
	環境保全総合調査研究促進調査費	0	△	21,556
	自然公園等管理費	0	△	49,531
	自然公園等管理費	0	△	49,531
	環境庁研究所	0	△	90,520
	環境庁研究所	0	△	90,520

昭和六十一年四月三十日 衆議院本議場第六回 議事録 第六回 昭和六十一年度一般会計補正予算(第一回)及び回観印紙

1111

沖縄開発庁	國立水俣病研究センター施設費	0	△	629
	計	51,271	△	431,694
沖縄開発庁	沖縄振興開発計画調査費	35,755	△	40,540
沖縄教育振興事業費	△	△	2,716	△
沖縄保健衛生等対策費	△	△	6,156	△
沖縄農業振興事業費	△	△	655	△
沖縄開発事業指導監督整備費	△	△	97	△
揮発油税等財源冲縄道路事業費	△	1,791	△	1,791
沖縄治水事業工事諸費	△	0	△	1,079,000
沖縄道路事業工事諸費	△	8,228	△	7,432
沖縄港湾空港整備事業工事諸費	△	4,265	△	2,902
沖縄土地改良事業工事諸費	△	10,500	△	9,301
沖縄公園事業工事諸費	△	240	△	71
計	8,289	△	1,269	△
國土調査	災害対策総合推進調整費	1,196,296	△	7,030
國土	△	56,902	△	1,139,394
土	△	21,277	△	154,277
府	△	0	△	183,000
國	△	0	△	9,730
土	△	0	△	31,570
計	0	0	△	31,570
國土調査	国土計画基礎調査在宅費	18,340	△	18,340
豪雪地帯対策特別事業費	△	162,806	△	162,806
振興山村開発総合特別事業費	△	5,800	△	5,800
小笠原諸島振興事業費	△	10,767	△	10,767
離島振興特別事業費	△	4,519	△	4,519
揮発油税等財源離島道路整備事業費	△	16,776	△	16,776
計	459,000	0	△	459,000
總理府所管補正額合計	480,277	△	414,585	65,692
	計	52,994,172	△	18,294,366
	33,793,306			

省費	登記	務事務	本省	法務省
外國人登録事務	△	63,381	△	150,003
法務省施設費	△	15,461	△	99,328
法務総合研究所	△	8,161	△	15,461
法連犯罪防止アジア地域研究協力費	△	43,754	△	9,105
法務総合研究計	△	249,111	△	859,513
法務省登記	△	8,092	△	8,092
法務省審査	△	4,917	△	4,317
法務省検査	△	12,409	△	12,409
法務省登檢	△	107,120	△	107,120
法務省正官	△	11,147	△	11,147
法務省正官	△	118,267	△	118,267
法務省正官	△	90,562	△	132,613
法務省正官	△	68,265	△	68,265
法務省正官	△	158,927	△	64,348
法務省正官	△	117,917	△	1,694,555
法務省正官	△	122,432	△	1,689,440
法務省正官	△	11,661	△	11,661
法務省正官	△	21,010	△	4,824
法務省正官	△	32,671	△	16,485
法務省正官	△	33,891	△	48,891
法務省正官	△	4	△	4
法務省正官	△	4	△	4
法務省正官	△	48,887	△	48,887
法務省正官	△	33,895	△	33,895
法務省正官	△	264	△	264
法務省正官	△	43,951	△	43,951
法務省正官	△	771,827	△	2,470,812
法務省正官	△	3,242,639	△	3,242,639
外務省	外務本省	外務本省	外務本省	外務省

昭和六十一年二月十三日 衆議院会議録第六号 昭和六十年度一般会計補正予算(第1号)及び同報告書

一一四

經濟協力費	0	△	△	78,759
國際分擔金其他事業費	0	△	△	1,908,596
國際協力事業團事業費	0	△	△	759,363
計	4,105,350	△	△	3,164,374
在 外 公 館 施 設 費	0	△	△	572,817
在 在 外 公 館 施 設 費	0	△	△	18,216
大 藏 省 所 管 極 正 額 合 計	0	△	△	591,033
外 務 省 所 管 極 正 額 合 計	4,105,350	△	△	3,755,407
大 藏 本 省 費	712,579	△	△	4,598,061
大 藏 本 省 費	712,579	△	△	3,885,482
科 学 的 財 務 管 球 調 查 費	0	△	△	2,296
國 家 公 務 員 等 共 洄 組 合 連 合 會 費	0	△	△	2,296
等 助 成 費	0	△	△	241,076
國 公 務 員 宿 舍 施 設 費	0	△	△	43,624,762
國 公 務 員 宿 舍 施 設 費	0	△	△	43,624,762
亞 ジ ア 開 發 銀 行 出 資 費	0	△	△	23,284
一 次 產 品 共 通 基 金 出 資 費	0	△	△	23,284
予 備 計	0	△	△	251,361
務 費	0	△	△	1,638,000
務 費	0	△	△	1,638,000
局 關 府 費	712,579	△	△	150,000,000
局 關 府 費	712,579	△	△	150,000,000
財 稅 國 稅 費	276,003	△	△	268,775
財 稅 國 稅 費	276,003	△	△	268,775
務 官 費	984,724	△	△	197,680
務 官 費	984,724	△	△	197,680
務 不 服 試 設 施 費	7,431,612	△	△	1,020,336
務 不 服 試 設 施 費	7,431,612	△	△	1,020,336
稅 造 稽 設 施 費	27,228	△	△	5,505
稅 造 稽 設 施 費	27,228	△	△	5,505
稅 造 稽 設 施 費	2,231	△	△	3,791
稅 造 稽 設 施 費	2,231	△	△	3,791
稅 造 稽 設 施 費	0	△	△	1,000
稅 造 稽 設 施 費	0	△	△	1,000
稅 造 稽 設 施 費	0	△	△	6,430,429
稅 造 稽 設 施 費	0	△	△	6,430,429
大 藏 省 所 管 極 正 額 合 計	7,461,071	△	△	1,030,632
大 藏 省 所 管 極 正 額 合 計	7,461,071	△	△	1,030,632
文 部 本 省 文 部 本 省 施 設 費	34,575	△	△	193,301
文 部 本 省 文 部 本 省 施 設 費	0	△	△	1,666

教育統計調査費	0	△	2,977
文化功労者年金費	0	△	3,500
義務教育教科書費	0	△	3,500
義務教育費国庫負担金	57,694,000	△	57,694,000
養護学校教育費国庫負担金	1,881,864	△	1,881,864
学校教育振興費	48,512	△	895,490
公立文教施設整備費	0	△	385,017
公立文教施設災害復旧費	765,631	△	765,631
育英事業費	91,005	△	311,390
私立学校助成費	0	△	1,318,263
科学振興費	10,986	△	1,490,144
南極地域観測事業費	0	△	1,479,158
社会教育助成費	33,659	△	1,572
体育振興費	0	△	1,572
国立学校運営費	0	△	160,062
国立学校船舶建造及施設費	19,350,057	△	160,062
計	79,910,289	△	12,783,936
文部本省所轄機関	0	△	6,556,121
文部本省所轄研究所施設費	0	△	390,754
文部本省所轄研究所施設費	0	△	67,920,986
國立社会教育研修所費	0	△	32,124
日本学士院費	0	△	341
國立青少年教育施設運営費	0	△	2,930
國立青少年教育施設運営費	0	△	35,281
國立婦人教育会館費	0	△	35,281
國立婦人教育会館費	0	△	91,710
計	0	△	91,710
文化化	54,602	△	1,274
文化化	0	△	11,260
文化化	0	△	11,260
文化振興費	0	△	174,770
文化振興費	0	△	174,770
文化振興費	0	△	2,273
文化振興費	0	△	8,230
文化振興費	0	△	8,230
計	138,020	△	138,020

昭和十六年1月度(正月)及1月度(正月)の回収額

11長

文 化 財 保 存 事 業 文 化 財 保 存 施 設 整 備 施 設	0	△	173,373	△	173,373
國 立 博 物 館 施 設	0	△	260,181	△	260,181
國 立 美 術 館 施 設	0	△	52,643	△	52,643
國 立 美 術 館 施 設	0	△	176	△	176
國 立 美 術 館 施 設	0	△	45,086	△	45,086
國 立 美 術 館 施 設	0	△	1,022	△	1,022
化 庁 研 究 所 施 設	0	△	21,660	△	21,660
化 庁 研 究 所 施 設	0	△	85,796	△	85,796
本 國 文 化 院	0	△	29,294	△	29,294
計	54,602	△	872,356	△	817,754
文 部 省 所 管 捕 正 額 合 計	79,964,891	△	13,036,429	△	66,928,462
厚 生 省 厚 生 本 省	463,465	△	246,362	△	222,103
厚 生 研 究 所	37,363	△	19,116	△	18,247
科 保 健 健 健 健 健 健	0	△	92,269	△	92,269
衛 生 設 施 整 備	44,100	△	3,059,545	△	3,015,445
核 医 療 煙 電 神 精	0	△	1,000,000	△	1,000,000
核 医 療 煙 電 神 精	187,830	△	2,471	△	195,459
核 医 療 煙 電 神 精	17,221	△	19,113	△	1,862
核 医 療 煙 電 神 精	3,282	△	17,958	△	8,676
國 立 病 院 及 療 養 所 施 設	6,484,663	△	627,117	△	5,857,446
國 立 病 院 及 療 養 所 施 設	0	△	31,002	△	31,002
生 活 保 護	688,896	△	66,452	△	622,444
身 体 障 害 者 保 護	864,174	△	28,426	△	835,748
人 福 福 人 人 保 護	39,679,644	△	59,736	△	39,619,908
社 会 福 福 人 人 保 護	30,106	0	0	△	30,106
社 会 福 福 人 人 保 護	23,503	△	269,751	△	246,248
社 会 福 福 人 人 保 護	0	△	137	△	137

農林水産省	農林水産本省	農林水産本省施設費	11,680,437
		農林水産金融費	27,538
		△ 142	△ 11,384
		△ 2,488	△ 70,318
		△ 67,330	△ 1,923,195
		△ 60,079,043	△ 115,065
		△ 101,236	△ 13,839
		△ 55,755,848	△ 3,096
		△ 246,581,404	△ 246,384,500
		△ 1,406,832	△ 210,960
		△ 38,218	△ 0
		△ 5,792	△ 0
		△ 3,764	△ 9,556
		△ 243,866,641	△ 計
		△ 65,913,533	△ 厚生本省試験研究機関
		△ 94,796	△ 血清等製造及検定費
		△ 2,450	△ 厚生本省試験研究所施設費
		△ 2,450	△ 計
		△ 123	△ 検査所
		△ 123	△ 国立らい療養所運営費
		△ 97,369	△ 国立らい療養所施設費
		△ 97,369	△ 計
		△ 30,108	△ 検査所
		△ 40,538	△ 国立らい療養所運営費
		△ 19,715	△ 国立らい療養所施設費
		△ 249,515	△ 計
		△ 4,845	△ 国立更生援護機関
		△ 4,845	△ 国立更生援護所運営費
		△ 244,670	△ 国立更生援護所施設費
		△ 22,704	△ 計
		△ 19,816	△ 地方医務局
		△ 438	△ 地方医務局
		△ 438	△ 麻糬取締官事務所
		△ 0	△ 厚生省所管補正額合計
		△ 0	△ 310,183,003
		△ 152,340	△ 244,069,129
		△ 177	△ 66,113,874
		△ 177	△ 0
		△ 758,433	△ 758,433

昭和十六年四月一日 案議處(新議處) 聖和六十年度1號(新規則)及5回報加附

116

農業保險費	0	△	36,502	△	36,502
農林漁業統計情報費	0	△	140,774	△	140,774
農業振興費	26,170	△	479,317	△	453,147
農業構造改善対策費	3,500,000	△	34,780	△	3,465,270
農業者年金等実施費	2,768	△	15,823	△	13,055
農蚕園芸振興費	0	△	499,799	△	499,799
水田利用再編対策費	0	△	121,969	△	121,969
國產大豆等保護対策費	7,409,000	△	123	△	7,408,877
農業改良普及対策費	4,494	△	144,611	△	140,117
畜産振興費	0	△	1,779,586	△	1,779,596
食品流通等対策費	3,652,117	△	157,958	△	3,444,159
糖価安定対策費	0	△	1,764,752	△	1,764,752
土地改良事業等指導監督費	0	△	8,892	△	8,892
農業施設災害復旧事業費	63,439,015	0	63,439,015		
計	78,033,564	△	6,095,796	71,937,768	
農林水産技術会議費	0	△	3,282	△	3,282
農林水産業技術振興費	20,610	△	349,313	△	328,703
農林水産業技術振興與施設費	0	△	1,532	△	1,532
計	20,610	△	354,127	△	333,517
農林水産本省試験研究所	0	△	211,678	△	211,678
農林水産本省検査指導所	0	△	86,999	△	86,999
農林水産本省検査指導所施設費	0	△	854	△	854
計	0	△	87,853	△	87,853
地方農政局	0	△	T1,282	△	T1,282
地方農政局施設費	0	△	75	△	75
海岸事業工事諸費	0	△	681	△	681
農業施設災害復旧事業工事諸費	1,300	0	1,300		
計	1,300	△	T2,938	△	T0,738

北海道統計情報事務所
外 報 告 号 (号外)

25

北海道統計情報事務所	北海道統計情報事務所	0	△	4,058	△	4,058
食糧管理課	食糧管理課	0	△	4,232	△	4,232
野 府	野 府	0	△	26,228	△	26,228
林 野	林 野	0	△	30,455	△	30,455
林業振興課	林業振興課	0	△	13,490	△	13,490
山林事業指導監督課	山林事業指導監督課	0	△	356,745	△	356,745
山林施設災害復旧事業費	山林施設災害復旧事業費	0	△	2,223	△	2,223
山林施設災害関連事業費	山林施設災害関連事業費	0	△	9,588,000	△	9,588,000
林業試験場	林業試験場	0	△	806,000	△	806,000
水産試験場	水産試験場	0	△	37,711	△	37,711
水産試験場	水産試験場	0	△	410,169	△	13,995,304
水産施設	水産施設	0	△	28,363	△	28,363
船舶建造	船舶建造	0	△	1,173	△	1,173
漁業調査取締課	漁業調査取締課	0	△	24	△	24
水产業振興課	水产業振興課	0	△	309,808	△	309,808
北洋漁業救済対策費	北洋漁業救済対策費	0	△	2,693,750	△	2,622,668
漁港整備事業指導監督課	漁港整備事業指導監督課	0	△	2,485,054	△	2,485,054
漁港施設災害復旧事業費	漁港施設災害復旧事業費	0	△	3,957,000	△	3,957,000
漁港施設災害関連事業費	漁港施設災害関連事業費	0	△	1,466	△	1,466
水産研究所	水産研究所	0	△	36,935	△	36,935
水真珠研究所	水真珠研究所	0	△	473	△	473
大学	大学	0	△	13,327	△	13,327
水産化場	水産化場	0	△	14,420	△	14,420
計	計	9,142,270	△	5,726,948	△	3,415,322
農林水産省所管補正額合計	農林水産省所管補正額合計	101,603,217	△	12,983,122	△	88,610,095
通商産業省	通商産業本省	3,518,715	△	448,822	△	3,069,895

昭和十六年十一月三十日 衆議院公認議員大典 臨時大十年度一般財政上位算(原一叩)及び回収扣留

1110

通商産業本省施設費	0	△	62,837	△	62,837
商工鉱業統計調査費	0	△	14,716	△	14,716
中小商業等統計調査費	0	△	8,402	△	8,402
経済協力費	0	△	496,918	△	496,918
工業再配置促進対策費	0	△	240,394	△	240,394
民間輸送機開発費	0	△	45,395	△	45,395
電子計算機産業振興対策費	0	△	97,051	△	97,051
情報処理振興対策費	0	△	41,845	△	41,845
民間航空機用ジエットエンジン開発費	0	△	61,081	△	61,081
鐵道工業構造改善対策費	0	△	8,461	△	8,461
計	3,518,715	△	1,525,922	△	1,922,793
通商産業検査所	41,361	△	16,853	△	24,508
工業技術院	8,638	△	11,680	△	3,042
鉱工業技術振興委員会	0	△	431,824	△	431,824
大型工業技術研究開発費	0	△	202,773	△	202,773
エネルギー技術研究開発費	0	△	106	△	106
エネルギー技術研究所	0	△	146,985	△	146,985
工業技術院試験研究所施設費	0	△	28	△	28
工業技術院試験研究	210,129	△	267,299	△	57,170
計	218,767	△	1,060,890	△	842,123
資源エネルギー庁	70,917	△	5,584	△	65,333
エネルギー対策費	0	△	37,006	△	37,006
地下資源対策費	0	△	59,636	△	59,636
計	70,917	△	102,226	△	31,309
中小企業庁費	4,438	△	2,001	△	2,435
中小企業対策費	76,917	△	4,299,464	△	4,212,547
計	81,353	△	4,291,465	△	4,210,112

通商産業局		通商産業局		通商産業局	
通商産業局		商工鉄業統計調査費		商工鉄業統計調査費	
鉄山保安監督官署	鉄山保安監督官署	エネルギー対策費	0	△	2,941
通商産業省所管補正額合計	0	△	11,956	△	2,941
鉄山保安監督官署	鉄山保安監督官署	計	102,788	△	11,956
通商産業局	通商産業局	102,788	△	11,956	12,787
運輸省	運輸本省	4,033,901	△	11,659	11,659
運輸本省	運輸本省	4,033,901	△	3,065,115	3,065,115
省費	日本鐵道建設公團事業助成費	141,056	△	86,104	44,952
地方鐵道軌道整備助成費	0	△	1,558,330	△	1,558,330
海運助成費	0	△	104,179	△	104,179
觀光事業費	0	△	60,414	△	60,414
港湾等事業指導監督費	0	△	41,704	△	41,704
港湾施設災害復旧事業費	0	△	22,090	△	22,090
計	0	△	8,717	△	8,717
運輸本省試験研究機関	運輸本省試験研究所	4,238,500	△	4,238,500	2,488,018
運輸本省試験研究所	運輸本省試験研究所	4,379,556	△	1,591,538	2,488,018
運輸本省試験研究所	運輸本省試験研究所	32,981	△	40,287	7,306
計	0	△	284	△	284
運輸本省教育機関	学校及訓練所	32,981	△	40,571	7,590
地方運輸局	地方運輸局	0	△	226,762	226,762
地方建設局	地方建設局	0	△	60,979	60,979
地方航空局	地方航空局	29,484	△	5,605	23,879
船員労働委員会	船員労働委員会	0	△	2,165	2,165
海上保安官署	海上保安官署	6,377	△	2,277	4,100
船舶建造費	船舶建造費	32,575	△	1,013,992	681,417
海上保安官署施設費	海上保安官署施設費	0	△	775	775
船舶建造費	船舶建造費	0	△	2,256	2,256

昭和十六年四月一日 計算書(附圖)及回報書
昭和六十年度(第一回)予算(第一回)及回報書

1111

海 気 難審判廳 廳	航路標識整備費 計	0	△	11,695	△	11,695
	332,575	△	1,028,719	△	696,144	△
氣象官署施設造研究計	24,812	△	7,901	△	16,911	△
	0	△	356,406	△	356,406	△
船舶氣象官署建設研究計	0	△	88,825	△	98,825	△
	0	△	249	△	249	△
運輸省所管補正額合計	0	△	174	△	174	△
	0	△	21,973	△	21,973	△
郵政本省	477,627	△	477,627	△	477,627	△
	0	△	3,744,144	△	1,061,641	△
電波研究所	4,805,785	△	0	△	0	△
	0	△	28,912	△	28,912	△
地方電氣通信監理局	26,846	△	26,846	△	26,846	△
	0	△	55,770	△	55,770	△
郵政省所管補正額合計	12	△	12	△	12	△
	0	△	38,053	△	38,053	△
省費費	55,770	△	0	△	0	△
	38,053	△	44,805	△	44,805	△
省費費	44,805	△	0	△	0	△
	138,628	△	138,628	△	138,628	△
労働本省	52,610	△	83,639	△	31,029	△
	0	△	8,472	△	8,472	△
労働統計調査事業費	0	△	5,699	△	5,699	△
	0	△	530,349	△	530,349	△
職業転換対策事業費	0	△	13,658,362	0	13,658,362	0
	13,658,362	△	628,159	13,032,813	△	13,032,813
雇用保険国庫負担金	13,710,972	△	0	△	5,338	△
	0	△	5,338	△	5,338	△
労働本省研究會	0	△	5,673	△	5,673	△
	0	△	5,680	△	5,680	△
労働本省研究機関 中央労働委員会 公共企業体等労働委員会	0	△	0	△	0	△

労働保護官署	労働保護官署	81,869	△	50,322	31,547
労働統計調査費	労働統計調査費	0	△	1,400	1,400
計	計	81,869	△	51,722	30,147
職業安定官署	職業安定官署	532,557	△	109,849	422,708
労働省所管補正額合計	労働省所管補正額合計	14,325,398	△	806,421	13,518,977
建設省	建設本省				
建設省	建設本省	407,388	△	152,628	254,760
官 庁 營 繕	官 庁 營 繕	0	△	24,522	24,522
土地區画整理組合貸付金	土地區画整理組合貸付金	0	△	32,600	32,600
河 川 管 理	河 川 管 理	4,900	△	8,888	3,988
河川管理施設整備費	河川管理施設整備費	0	△	4,388	4,388
建設事業指導監督費	建設事業指導監督費	0	△	31,267	31,267
治 水 事 業	治 水 事 業	200,466	△	41,770	158,696
海岸事業工事諸事業費	海岸事業工事諸事業費	7,200	△	2,156	5,044
揮発油税等財源道路整備事業費	揮発油税等財源道路整備事業費	24,462,330	0	24,462,330	
道 路 整 備 事 業 費	道 路 整 備 事 業 費	0	△	45,628	45,628
住 宅 建 設 等 事 業 費	住 宅 建 設 等 事 業 費	23,619,816	0	23,619,816	
住 宅 対 策 費	住 宅 対 策 費	146,980,501	△	304,610	146,595,891
河 川 等 災 害 復 旧 事 業 工 事 費	河 川 等 災 害 復 旧 事 業 工 事 費	260,792,976	0	260,792,976	
都市災害復旧事業費	都市災害復旧事業費	644,450	0	644,450	
河川等災害開港連事業費	河川等災害開港連事業費	385,000	0	385,000	
計	計	8,816,000	0	8,816,000	
		466,321,027	△	728,452	465,592,575
國 土 地 理 院	國 土 地 理 院	124,701	△	192,876	68,175
建設本省試験研究機関	建設本省試験研究所	78,380	△	56,654	21,706
地 方 建 設 局	地 方 建 設 局	364,205	△	22,880	341,725

(外) 電 聲

公國事業工事諸費		3,235	△	1,930	2,205
計		367,440	△	23,510	343,930
建設省所管補正額合計		466,891,528	△	1,001,492	465,890,036
自治省		33,505	△	120,257	86,752
自治省		0	△	116,599	116,599
消防施設等整備費補助		0	△	588,876	588,876
消防研究所		0	△	7,400	7,400
計		0	△	712,875	712,875
自治省所管補正額合計		33,505	△	833,132	799,627
歳出補正額総計		1,054,497,989	△	331,959,187	723,235,802

丁号 国庫債務負担行為補正

所管組織	事業項目	限度額 (千円)	行為年度	国庫の負担度	事由
總理府	北海道開発庁	海岸保全施設整備事業費補助	456,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度
					海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
					羅臼漁港ほか12漁港の修築事業には、多くの日数を要するため
					漁港施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
公営住宅建設事業費補助		1,426,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	
定期		1,336,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	
追加定額		5,417,000	昭和 60 年度	昭和 60 年度以内	
改正		548,000	同	昭和 61 年度	
		5,905,000	—	—	公営住宅建設事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

国 営 公 園 整 備	240,000	昭 和 60 年 度	昭 和 61 年 度	宿野すずらん丘陵公園の施設の整備には、多くの日数を要するため
公 園 事 業 費 补 助	333,000	昭 和 60 年 度	昭 和 61 年 度 以 降 4箇年度以内	公園事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
既 追 改	630,000	同	昭 和 61 年 度	
加 定	963,000	—	—	
下 水 道 事 業 費 补 助	540,000	昭 和 60 年 度	昭 和 60 年 度 及 び昭 和 61 年 度	下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
既 追 改	4,151,000	同	昭 和 61 年 度	
加 定	4,691,000	—	—	
国 営 かんがい 排 水 事 業	1,200,000	昭 和 60 年 度	昭 和 60 年 度 及 び昭 和 61 年 度	北松山右岸地区豊岡排水機場建設工事ほか18件の工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
既 追 改	3,030,000	同	昭 和 61 年 度	
知 地 帯 総 合 土 地 改 良 バ イ ロ ン ト 事 業	4,230,000	—	—	
既 定	700,000	昭 和 60 年 度	昭 和 60 年 度 以 降 3箇年度以内	しきがね地区しきがね導水路建設工事ほか11件の工事には、多くの日数を要するため
追 改	1,851,000	同	昭 和 61 年 度	かんがい排水事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
かんがい 排 水 事 業 費 补 助	2,051,000	—	昭 和 61 年 度	国場整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
國 場 整 備 事 業 費 补 助	418,000	昭 和 60 年 度	昭 和 61 年 度	
	1,280,000			

昭和六十一年四月三十日 案議課外縦横案大印 昭和六十年度一般財政予算(第一回)改訂回数印

一一六

諸土地改良事業費補助	347,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	諸土地改良事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行って要するため
農道整備事業費補助	881,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行って要するため
畠地帶総合土地改良事業費補助	2,157,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	畠地帶総合土地改良事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行って要するため
農村総合整備事業費補助	481,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	農村総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行って要するため
農地防災事業費補助	219,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	農地防災事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行って要するため
農用地開発事業	3,028,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	農用地開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行って要するため
農用地開発事業費補助	845,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	農用地開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行って要するため
林道事業費補助	707,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	林道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行って要するため
沿岸漁場整備開発事業費補助	294,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	沿岸漁場整備開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行って要するため
農林漁業用揮発油税財源身替 農道整備事業費補助	474,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行って要するため
海岸事業費補助	250,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	海岸事業については、その事業費の一部を補助する旨の決定を行って要するため

漁港修築費補助	628,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	漁港施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
公営住宅建設事業費補助	6,238,000	昭和 60 年度	昭和 60 年度以降 3 箇年度以内	公営住宅建設事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追加定改	425,000 6,658,000	同 —	昭和 61 年度 —	水道用水供給施設整備費補助
公園事業費補助	225,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	水道用水供給施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
下水道事業費補助	1,085,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	公園事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
国営かんがい排水事業	585,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
土地改良事業費補助	90,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	宮良川地区二又堰門摩建設工事には、多くの日数を要するため
農用地開発事業費補助	1,280,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	土地改良事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
林道事業費補助	426,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	農用地開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
沿岸漁場整備開発事業費補助	89,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	林道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	50,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	沿岸漁場整備開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

(外局) 航

國 土 庁	海 岸 事 業 費 补 助	513,000	昭 和 60 年 度	昭 和 61 年 度	
	漁 港 修 築 費 补 助	3,116,000	昭 和 60 年 度	昭 和 61 年 度	海 岸 事 業 に つ い て は、そ の 事 業 を 円 滑 に 実 施 す る た め、あ ら か じ め そ の 事 業 費 の 一 部 を 补 助 す る 者 の 決 定 を 行 う こ と を 要 す る た め
	公 園 事 業 費 补 助	38,000	昭 和 60 年 度	昭 和 61 年 度	漁 港 施 設 整 備 事 業 に つ い て は、そ の 事 業 を 円 滑 に 実 施 す る た め、あ ら か じ め そ の 事 業 費 の 一 部 を 补 助 す る 者 の 決 定 を 行 う こ と を 要 す る た め
	土 地 改 良 事 業 費 补 助	1,230,000	昭 和 60 年 度	昭 和 61 年 度	公 園 事 業 に つ い て は、そ の 事 業 を 円 滑 に 実 施 す る た め、あ ら か じ め そ の 事 業 費 の 一 部 を 补 助 す る 者 の 決 定 を 行 う こ と を 要 す る た め
厚 生 省	林 道 事 業 費 补 助	244,000	昭 和 60 年 度	昭 和 61 年 度	土 地 改 良 事 業 に つ い て は、そ の 事 業 を 円 滑 に 実 施 す る た め、あ ら か じ め そ の 事 業 費 の 一 部 を 补 助 す る 者 の 決 定 を 行 う こ と を 要 す る た め
農 林 水 産 省	農 林 漁 業 用 採 究 油 組 費 資 助	216,000	昭 和 60 年 度	昭 和 61 年 度	林 道 事 業 に つ い て は、そ の 事 業 を 円 滑 に 実 施 す る た め、あ ら か じ め そ の 事 業 費 の 一 部 を 补 助 す る 者 の 決 定 を 行 う こ と を 要 す る た め
	水 道 広 域 化 施 設 整 備 費 补 助	4,143,000	昭 和 60 年 度	昭 和 61 年 度	農 林 漁 業 用 採 究 油 組 費 資 助 事 業 に つ い て は、そ の 事 業 を 円 滑 に 実 施 す る た め、あ ら か じ め そ の 事 業 費 の 一 部 を 补 助 す る 者 の 決 定 を 行 う こ と を 要 す る た め
	廃棄物処理施設整備費補助	2,839,000	昭 和 60 年 度	昭 和 61 年 度	水 道 広 域 化 施 設 整 備 事 業 に つ い て は、そ の 事 業 を 円 滑 に 実 施 す る た め、あ ら か じ め そ の 事 業 費 の 一 部 を 补 助 す る 者 の 決 定 を 行 う こ と を 要 す る た め
農 林 水 產 本 省	海岸保全施設整備事業費補助	254,000	昭 和 60 年 度	昭 和 61 年 度	廃棄物処理施設整備事業 に つ い て は、そ の 事 業 を 円 滑 に 実 施 す る た め、あ ら か じ め そ の 事 業 費 の 一 部 を 补 助 す る 者 の 決 定 を 行 う こ と を 要 す る た め
国 倉 か ん が い 排 水 事 業	既 定 加 定	3,411,000	昭 和 60 年 度	昭 和 60 年 度 以 下 4 箇 年 度 以 内	海 岸 保 全 施 設 整 備 事 業 に つ い て は、そ の 事 業 を 円 滑 に 実 施 す る た め、あ ら か じ め そ の 事 業 費 の 一 部 を 补 助 す る 者 の 決 定 を 行 う こ と を 要 す る た め
		1,163,000	同	昭 和 61 年 度	小 田 川 地 区 新 河 特 水 路 第 二 期 建 設 工 事 は か 9 件 の 工 事 及 び こ れ ら に 附 帯 す る 工 事 に は、多 く の 日 数 を 要 す る た め
		4,574,000			

(外) 報 告

35

かんがい排水事業費補助	3,690,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	かんがい排水事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
圃場整備事業費補助	7,687,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	圃場整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
諸土地改良事業費補助	3,313,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	諸土地改良事業については、その事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するため
農道整備事業費補助	4,863,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するため
畠地帯総合土地改良事業費補助	1,531,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	畠地帯総合土地改良事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するため
農村総合整備事業費補助	3,748,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	農村総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するため
農地防災事業費補助	3,265,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	農地防災事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するため
農地保全事業費補助	1,022,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	農地保全事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するため
公害対策事業費補助	855,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	公害対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するため

	農用地開発事業既定	1,100,000	昭和 60 年度	昭和 60 年度以降 4箇年度以内
	追加定改	4,138,000 5,298,000	同 —	昭和 61 年度 —
	農用地開発事業費補助	1,301,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度
千拓等事業費補助		271,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助		1,783,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度
林野庁	林道事業費補助	3,311,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度
特定森林地域開発林道整備事業費補助		1,759,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度
水産庁	海岸保全施設整備事業費補助	413,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度
漁港修築費補助		4,081,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度

農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するため

千拓等事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するため

農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するため

林道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するため

特定森林地域開発林道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するため

海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するため

漁港施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するため

							沿岸漁場整備開発事業費補助	696,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	
運輸省	運輸本省	海岸保全施設整備事業費補助 既定	250,000	昭和 60 年度	昭和 60 年度及 び昭和 61 年度						
		追加定	1,299,000	同	昭和 61 年度						
		追加定	1,549,000	—	—						
建設省	建設本省	直轄海岸保全施設整備事業	500,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度						
		海岸保全施設整備事業費補助 既定	390,000	昭和 60 年度	昭和 60 年度以 降 3 箇年度以内						
		追加定	1,031,000	同	昭和 61 年度						
		追加定	1,421,000	—	—						
公営住宅建設事業費補助 既定	156,289,000	昭和 60 年度	昭和 60 年度以 降 3 箇年度以内				海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施 するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定 を行うことを要するため				
		追加定	2,676,000	同	昭和 61 年度						
		追加定	153,965,000	—	—						
住宅地区改良事業費補助 既定	22,055,000	昭和 60 年度	昭和 60 年度以 降 3 箇年度以内				海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施 するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定 を行うことを要するため				
		追加定	712,000	同	昭和 61 年度						
		追加定	22,767,000	—	—						

昭和十一年四月三十日付 案議事項総括表 大事 昭和六十年度一般会計補正予算(第1回)成り立委員会

一一一

住宅宅地開発公共施設整備促進事業費補助	281,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	住宅宅地開発公共施設整備促進事業については、その事業費を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
国営公園整備費	3,930,000	昭和 60 年度	昭和 60 年度以降 5箇年度以内	
既定	555,000	同	昭和 61 年度	
追加	4,495,000	—	—	国営常陸海浜公園ほか 3箇所の施設の整備には、多くの日数を要するため
公園事業費補助	17,227,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度以降 4箇年度以内	
既定	4,875,000	同	昭和 61 年度	公園事業については、その事業費を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追加	22,102,000	—	—	
下水道事業費補助	63,402,000	昭和 60 年度	昭和 60 年度以降 5箇年度以内	
既定	40,110,400	同	昭和 61 年度	下水道事業については、その事業費を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追加	106,512,400	—	—	
市街地再開発事業費補助	2,083,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	市街地再開発事業については、その事業費を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

官報(外)

昭和六十年度一般会計補正予算(第一号)に

関する報告書

補正予算の要旨

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由により、歳出面において、災害復旧費、給与改善費、義務的経費、国民健康保険特別交付金、住宅・都市整備公団補給金等の追加措置を行う一方、既定経費の節減及び予備費の減額を行い、歳入面において、租税及印紙収入の減収を見込むとともに、税外収入の増収、前年度剩余金受入及び公債の増発を行うなど所要の補正措置を講ずるものである。

なお、公共事業について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

本補正の結果、昭和六十年度一般会計歳入歳出予算は次のとおりとなる。(単位未満四捨五入)

歳入	当初	五二一、四九九、六四三百万円
	補正追加	一、三〇七、五二二百万円
	修正減少△	五八四、二八三百万円
計	五三、二二二、八八二百万円	

(2) 公立文教施設災害復旧費	歳出	当初	五一、四九九、六四三百万円
2 給与改善費	△ 一七五、七〇二百万円	2 補正減少△	一、〇五四、四九八百万円
3 義務的経費の追加	一五七、二一四百万円	3 一般会計補正予算の概要は次のとおりである。(単位未満四捨五入)	五三、二二二、八八二百万円
4 国民健康保険特別交付金	一三六、七一五百万円	4 一般会計補正予算の概要は次のとおりである。(単位未満四捨五入)	一五七、二一四百万円
5 道路整備特別会計へ繰入	二九、九四〇百万円	5 一般会計補正予算の概要は次のとおりである。(単位未満四捨五入)	一七〇、六〇一一百万円
6 住宅・都市整備公団補給金等	一七〇、六〇一一百万円	6 一般会計補正予算の概要は次のとおりである。(単位未満四捨五入)	一七〇、六〇一一百万円
7 國際分担金及び拠出金	四、一〇五百万円	7 一般会計補正予算の概要は次のとおりである。(単位未満四捨五入)	四、一〇五百万円
8 その他の経費	二六、七五七百万円	8 一般会計補正予算の概要は次のとおりである。(単位未満四捨五入)	二〇五、四一五百万円
(1) 稲作生産基盤整備特別対策事業費	三、五〇〇百万円	(1) 稲作生産基盤整備特別対策事業費	二〇五、四一五百万円
(2) 大豆及なたね生産者団体等交付金	七、四〇九百万円	(2) 大豆及なたね生産者団体等交付金	七、三三九百万円
(3) 林業生産流通振興対策等経費	四、〇一二百万円	(3) 林業生産流通振興対策等経費	三五三、四五四百万円
(4) 北洋漁業救済対策費	二、四八五百万円	(4) 北洋漁業救済対策費	二、三五三、四五四百万円
(5) さけ・ます漁業協力事業費	一、六九九百万円	(5) さけ・ます漁業協力事業費	一、三五二、六八八百万円
計	五三、二二二、八八二百万円	計	五三、二二二、八八二百万円

(6) その他	七、六五二百万円
9 既定経費の節減	△ 一八一、二五九百万円
10 予備費の減額	△ 一五〇、〇〇〇百万円
計	七二三、一三九百万円

二、補正予算の可決理由

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となつた事項について、補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十一年二月十三日

予算委員長 小淵 恵三

衆議院議長 坂田 道太殿

昭和六十一年二月十三日
内閣総理大臣 中曾根康弘

国会に提出する。

昭和六十一年二月二十四日

昭和60年度特別会計補正予算

第1条 次に掲げる各特別会計の昭和60年度歳入歳出予算補正是、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

第2条 各特別会計において、「財政法」第15条第1項の規定により昭和60年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

記

法務省所管

厚生省所管

文部省所管

労働省所管

建設省所管

立地整備省所管

生立民労省所管

理基年保整省所管

理基年保整省所管

立地整備省所管

第3条 「財政法」第28条及び各特別会計法の規定による各特別会計の「歳入歳出予算補正予定計算書」及び「國庫債務負担行為補正要求書」は、別に添附する。

第4条 昭和60年度特別会計予算総則第19条第1項の資金及び積立金の長期運用予定期の規定中、資金運用部資金の一般会計において新たに発行される国債(「昭和60年度の財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律」第2条第1項の規定により発行される国債を含む)に対する運用「3,600,000,000千円」を「4,358,000,000千円」に改める。

甲号 歳入歳出予算補正

所 管 會 會 計	款	項	補 正 額		
			追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)
法務省登記入	他会計より受入	一般会計より受入	1,056,709	△ 66,381	990,328
		事務取扱費	1,425,048	△ 180,781	1,225,267
		施設備費	0	△ 12,688	12,688
		整備費	0	△ 222,251	222,251
		歳出補正額	1,425,048	△ 484,720	990,328
大蔵省国債整理基金入	他会計より受入	0	△ 48,559,046	△ 48,559,046	△ 48,559,046
	他会計より受入	0	△ 48,559,046	△ 48,559,046	△ 48,559,046

(外) 報 告

41

公 借	金	992,500,000	0	992,500,000
運 用 収 入	公 債	992,500,000	0	992,500,000
前 年 度 剰 余 金 受 入	運 用 収 入	24,074,944	0	24,074,944
雜 取 入	前 年 度 剰 余 金 受 入	22,475,811	0	22,475,811
歲 入 捕 正 額	雜 取 入	19,876	0	19,876
國 債 整 理 基 金 支 出	歲 入 捕 正 額	1,039,070,631	△ 48,559,046	990,511,585
一 般 會 計 よ り 受 入	國 債 整 理 基 金 支 出	46,550,755	△ 48,539,170	△ 1,988,415
國 大 立 學 校 入	一 般 會 計 よ り 受 入	19,350,057	△ 6,946,875	12,403,182
歲 出	國 大 立 學 校 入	15,275,184	△ 6,946,875	12,403,182
國 大 立 學 校 附 屬 病 院 所 費 費	歲 出	3,296,759	△ 4,783,570	10,491,614
研 究 整 建 造 船 舶 費	國 大 立 學 校 附 屬 病 院 所 費 費	78,104	△ 268,019	3,028,750
歲 出 捕 正 額	研 究 整 建 造 船 舶 費	0	△ 1,504,532	726,428
厚 生 省	歲 出 捕 正 額	19,350,057	△ 390,130	390,130
厚 生 保 險 定 入	厚 生 省	0	△ 624	624
保 險 収 入	厚 生 保 險 定 入	0	△ 6,946,875	12,403,182
保 險 料 収 入	保 險 収 入	△145,279,166	△145,279,166	
一 般 會 計 よ り 受 入	保 險 料 収 入	0	△ 84,671,138	△ 84,671,138
	一 般 會 計 よ り 受 入	0	△ 59,693,917	△ 59,693,917

	積立金より受入	日雇抛出金収入	0	△ 914,111	△ 914,111
	積立金より受入	0	0	△ 93,900,000	△ 93,900,000
借入金	借入金	0	0	△ 5,381,142	△ 5,381,142
収入	収入	551,043	551,043	△ 5,381,142	△ 5,381,142
雜	雜	551,043	551,043	△ 331,680	219,363
歳入・補正額	歳入・補正額	551,043	551,043	△ 331,680	219,363
業務勘定	業務勘定			△244,340,945	△244,340,945
歳出	歳出			△252,797,554	△252,797,554
保険給付費	保険給付費	0	0	△110,505,433	△110,505,433
退職者給付拠出金	退職者給付拠出金	0	0	△ 2,410,398	△ 2,410,398
償還借入金償還	償還借入金償還	0	0	△ 2,523,886	△ 2,523,886
支出	支出	0	0	△ 40,453,593	△ 40,453,593
支備	支備	0	0	△408,590,864	△408,590,864
歳出補正額	歳出補正額	0	0		
他会計より受入	他会計より受入	1,323,195	1,323,195	△ 385,126	938,069
一般会計より受入	一般会計より受入	1,323,195	1,323,195	△ 385,126	938,069
業務取扱費	業務取扱費	1,323,195	1,323,195	△ 339,160	934,035
施設整備費	施設整備費	0	0	△ 45,966	45,966
歳出補正額	歳出補正額	1,323,195	1,323,195	△ 385,126	938,069
国立病院勘定	国立病院勘定	3,429,560	3,429,560	△ 418,420	3,011,140
他会計より受入	他会計より受入	3,429,560	3,429,560	△ 418,420	3,011,140
一般会計より受入	一般会計より受入				

歳	出	病院経営費	3,426,197	△	371,122		3,055,075
		看護婦等養成費	3,363	△	25,430	△	22,067
		施設整備費	0	△	21,868	△	21,868
歳	出補正額		3,429,560	△	418,420		3,011,140
歳	療養所勘定入	他会計より受入	3,055,003	△	239,699		2,815,304
		一般会計より受入	3,055,003	△	239,699		2,815,304
歳	出	療養所経営費	3,026,424	△	207,922		2,819,202
		看護婦等養成費	28,579	△	23,343		5,236
歳	出補正額	施設整備費	0	△	9,134	△	9,134
			3,055,003	△	239,699		2,815,304
國	民年金定入	他会計より受入	1,617,792	△	210,960		1,406,832
		一般会計より受入	1,617,792	△	210,960		1,406,832
歳	業務取扱費	備貲費	1,617,792	△	205,414		1,412,378
	出	施設整備費	0	△	5,546	△	5,546
歳	出補正額		1,617,792	△	210,960		1,406,832
労	働	省	保険収入	13,658,362	0	13,658,362	
			一般会計より受入	13,658,362	0	13,658,362	
労	働	省	積立金より受入	0	△115,014,760		△115,014,760
雇	用	労働保険定期入					

昭和六十一年一月十二日 衆議院会議録第六弔 昭和六十年度特別会計補正予算(特集第一号)及び回報均額

一一六

		積立金より受入			
		歳入補正額	歳出補正額	歳入補正額	歳出補正額
	歳入	13,658,302	0	△115,014,760	△115,014,760
	歳費	0	0	△101,132,879	△101,132,879
	失業給付	0	0	△292,846	△157,388
	業務取扱費	135,458	0	△66,131	△66,131
	施設整備費	0	0	△101,491,856	△101,356,398
	歳出	135,458	0	△101,491,856	△101,356,398
建設省道路整備入					
	他会計より受入				
	一般会計より受入	29,940,330	△	45,628	29,894,702
	地方公共団体工事費負担金収入	5,464,770	△	30,573	5,434,197
	地方公共団体工事費負担金収入	5,464,770	△	30,573	5,434,197
	歳入補正額	35,405,100	△	76,201	35,328,899
	歳費	22,192,330	0	22,192,330	
	道路事業費	4,109,000	0	4,109,000	
	北海道道路事業費	6,809,000	0	6,809,000	
	街路事業費	606,000	0	606,000	
	北海道街路事業費	459,000	0	459,000	
	離沖道路事業費	1,089,000	0	1,089,000	
	道路事業工事諸費用	350,872	△	70,445	280,427
	務務	0	△	5,756	5,756
	備備	0	△	210,102	△210,102
	歳出	35,615,202	△	286,308	35,328,899

		治水勘定		特定多目的ダム建設工事勘定	
		歳入	歳出	歳入	歳出
	他会計より受入	一般会計より受入		824,074	△ 824,074
	他勘定より受入	一般会計より受入		64,200	△ 64,200
	特定多目的ダム建設工事勘定より受入	特定多目的ダム建設工事勘定より受入		100,747	△ 100,747
	地方公共団体工事費負担金収入	地方公共団体工事費負担金収入		6,864	△ 6,864
	電気事業者等工事費負担金収入	電気事業者等工事費負担金収入		985,685	△ 985,685
	歳入補正額	歳出補正額		922,144	△ 922,144
特定多目的ダム建設工事勘定					
歳入	治水事業工事諸費	歳出	治水事業工事諸費	歳入	歳出
	事務費		事務費		
	歳出補正額		歳出補正額		
	一般会計より受入		一般会計より受入	995,685	△ 995,685
	地方公共団体工事費負担金収入		地方公共団体工事費負担金収入	0	△ 0
	電気事業者等工事費負担金収入		電気事業者等工事費負担金収入	995,685	△ 995,685

丁号 国庫債務負担行為補正		電気事業者等工事費負担金収入 減入補正額		工事諸費等治水勘定へ繰入		18,471 △ 4,566 13,905	
所管	特別会計	事項	限度額 (千円)	行為年度	国庫の負担度 となる年度	事由	
農林水産省	国有林野事業 治山勘定	直轄治山事業 国有林野内直轄治山事業 直轄地すべり防止事業 治山事業費補助 地すべり防止事業費 補助	799,000 1,206,000 530,000 3,731,000 675,000	昭和 60 年度 昭和 60 年度 昭和 60 年度 昭和 60 年度 昭和 60 年度	昭和 61 年度 昭和 61 年度 昭和 61 年度 昭和 61 年度 昭和 61 年度	鬼怒川地区ほか16地区の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するため 青森管林局ほか7管林局の国有林野内の荒廃山地の復旧工事及び 地すべり防止工事には、多くの日数を要するため 磐井川地区ほか9地区の地すべり防止工事には、多くの日数を要するため 治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 地すべり防止事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 石狩川地区ほか1地区の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するため	
	北海道直轄治山事業 北海道国有林野内直 轄治山事業 北海道治山事業費補 助 離島治山事業費補助 沖縄治山事業費補助		61,000 372,000 788,000 90,000 41,000	昭和 60 年度 昭和 60 年度 昭和 60 年度 昭和 60 年度 昭和 60 年度	昭和 61 年度 昭和 61 年度 昭和 61 年度 昭和 61 年度 昭和 61 年度	北海道管林局の国有林野内の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するため 治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため 治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため	64,200 △ 15,731 48,469 64,200 △ 15,731 48,469

特定土地改良工事	国营かんがい排水事業	昭和 60 年度	昭和 61 年度	平川農業水利事業五所川原幹線用木路建設工事
平川農業水利事業五所川原幹線用木路建設工事	平川農業水利事業五所川原幹線用木路第二期建設工事	昭和 60 年度	昭和 61 年度	平川農業水利事業五所川原幹線用木路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
平川農業水利事業五所川原幹線用木路第二期建設工事	平川農業水利事業五所川原幹線用木路第一期建設工事	昭和 60 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	平川農業水利事業道川幹線隧道の建設工事には、多くの日数を要するため
平川農業水利事業五所川原幹線用木路第一期建設工事	村山北部農業水利事業新鶴子ダム洪水吐門扉の建設工事には、多くの日数を要するため	昭和 60 年度	昭和 61 年度及び昭和 62 年度	村山北部農業水利事業新鶴子ダム洪水吐門扉の建設工事には、多くの日数を要するため
水吐門扉建設工事	会津北部農業水利事業八方頭首工第一期建設工事	昭和 60 年度	昭和 61 年度	会津北部農業水利事業八方頭首工の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
事業新鶴子ダム洪水吐門扉建設工事	浅瀬石川農業水利事業二庄内ダム右岸付替道路建設工事	昭和 60 年度	昭和 61 年度	浅瀬石川農業水利事業二庄内ダム右岸付替道路の建設工事には、多くの日数を要するため
事業八方頭首工第一期建設工事	浅瀬石川農業水利事業二庄内ダム右岸付替道路建設工事	昭和 60 年度	昭和 61 年度	浅瀬石川農業水利事業二庄内ダム右岸付替道路の建設工事には、多くの日数を要するため
事業八方頭首工第一期建設工事	浅瀬石川農業水利事業二庄内ダム右岸付替道路建設工事	昭和 60 年度	昭和 61 年度	浅瀬石川農業水利事業二庄内ダム右岸付替道路の建設工事には、多くの日数を要するため
事業八方頭首工第一期建設工事	管吹川農業水利事業左岸 5—1 号揚水機場建設工事	昭和 60 年度	昭和 61 年度	管吹川農業水利事業左岸 5—1 号揚水機場の建設工事には、多くの日数を要するため
事業八方頭首工第一期建設工事	管吹川農業水利事業左岸 2—3 号揚水機場建設工事	昭和 60 年度	昭和 61 年度	管吹川農業水利事業左岸 2—3 号揚水機場の建設工事には、多くの日数を要するため
事業八方頭首工第一期建設工事	管吹川農業水利事業右岸 3 号揚水機場建設工事	昭和 60 年度	昭和 61 年度	管吹川農業水利事業右岸 3 号揚水機場の建設工事には、多くの日数を要するため
事業八方頭首工第一期建設工事	管吹川農業水利事業右岸 3 号揚水機場建設工事	昭和 61 年度	昭和 61 年度	管吹川農業水利事業右岸 3 号揚水機場の建設工事には、多くの日数を要するため
事業八方頭首工第一期建設工事	浜名湖北部農業水利事業 4 号支線水路建設工事	昭和 60 年度	昭和 61 年度	浜名湖北部農業水利事業 4 号支線水路の建設工事には、多くの日数を要するため
事業八方頭首工第一期建設工事	霞ヶ浦用水農業基幹水路建設工事	昭和 60 年度	昭和 61 年度	霞ヶ浦用水農業水利事業基幹水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
事業八方頭首工第一期建設工事	刈谷田川右岸農業高部位幹線排水路建設工事	昭和 60 年度	昭和 61 年度	刈谷田川右岸農業水利事業高部位幹線排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
事業八方頭首工第一期建設工事	水利事業高部位幹線排水路建設工事	昭和 60 年度	昭和 61 年度	水利事業高部位幹線排水路の建設工事には、多くの日数を要するため

昭和六十一年四月三十日 水資源公團監修水路工事 計画(並紙一軒)成る貯留地圖

1回目

	昭和 61 年度	昭和 60 年度	昭和 60 年度	刈谷田川右岸農業高部位幹線排水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
刈谷田川右岸農業高部位幹線排水路第二期建設工事	180,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	刈谷田川右岸農業水利事業高部位幹線排水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
刈谷田川右岸農業高部位幹線排水路第二期建設工事	70,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	刈谷田川右岸農業高部位幹線排水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
水路建設工事	65,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	水路建設工事には、多くの日数を要するため
水路建設工事	50,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	水路建設工事には、多くの日数を要するため
水路建設工事	120,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	水路建設工事には、多くの日数を要するため
西蒲原排水農業水利事業野積暗渠第二期建設工事	100,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	西蒲原排水農業水利事業野積暗渠の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
西蒲原排水農業水利事業野積暗渠第二期建設工事	150,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	西蒲原排水農業水利事業野積暗渠の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
中勢用大農業水利管理施設建設工事	80,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	中勢用大農業水利管理施設建設工事には、多くの日数を要するため
中勢用大農業水利管理施設建設工事	45,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	中勢用大農業水利管理施設建設工事には、多くの日数を要するため
中勢用大農業水利管理施設建設工事	101,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	中勢用大農業水利管理施設建設工事には、多くの日数を要するため
中勢用大農業水利管理施設建設工事	76,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	中勢用大農業水利管理施設建設工事には、多くの日数を要するため
東播用水農業水利河道護岸第二期建設工事	36,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	東播用水農業水利河道護岸第二期建設工事には、多くの日数を要するため

加古川西部農業杉原川揚水機場建設工事	552,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度 及び昭和 62 年度	加古川西部農業水利事業杉原川揚水機場の建設工事には、多くの日数を要するため
加古川西部農業水利事業大幹線隧道第六期建設工事	170,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	加古川西部農業水利事業大幹線隧道の第六期建設工事には、多くの日数を要するため
吉井川農業水利事業邑久・牛窓揚水機場建設工事	100,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	吉井川農業水利事業邑久・牛窓揚水機場の建設工事には、多くの日数を要するため
吉野川北岸農業水利事業水井口東団地造成工事	130,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	吉野川北岸農業水利事業水井口東団地造成工事には、多くの日数を要するため
吉野川北岸農業水機場建設工事	100,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	吉野川北岸農業水機場建設工事には、多くの日数を要するため
吉野川北岸農業水機場建設工事	200,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	吉野川北岸農業水機場建設工事には、多くの日数を要するため
南予農業水利事業吉田導水路第六期建設工事	110,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	南予農業水利事業吉田導水路の第六期建設工事には、多くの日数を要するため
南予農業水利事業南幹線水路奥高串工区建設工事	100,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	南予農業水利事業南幹線水路奥高串工区の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
南予農業水利事業5号支線水路建設工事	100,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	南予農業水利事業5号支線水路の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
上場農業水利事業中里幹線用水路建設工事	300,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	上場農業水利事業中里幹線用水路の建設工事には、多くの日数を要するため
篠後川下流白石農業水利事業有明3号排水機場第二期建設工事	270,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	篠後川下流白石農業水利事業有明3号排水機場の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
菊池合地農業水利事業東部幹線水路2号隧道建設工事				菊池合地農業水利事業東部幹線水路2号隧道の建設工事には、多くの日数を要するため
国営農用地開発事業坂井北部開拓建設事業山室幹線道路建設工事	90,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	坂井北部開拓建設事業山室幹線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
益田開拓建設事業農地開発27団地その4造成工事	160,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	益田開拓建設事業農地開発27団地その4の造成工事には、多くの日数を要するため

昭和六十年一月十一日 衆議院予算委員会補正予算(幹線一項)及び回避地物

一回目

受託工事				
豊川総合用水農業整備事業 水利事業万場調整池導水路の建設工事	55,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	豊川総合用水農業水利事業万場調整池導水路の建設工事には、多くの日数を要するため
東播用水農業水路護岸工事 事業川代ダム河道護岸第二期建設工事	92,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	東播用水農業水路護岸工事には、多くの日数を要するため
東播用水農業水利河道 事業川代ダム河道護岸建設工事	74,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	東播用水農業水利事業川代ダム河道護岸の建設工事には、多くの日数を要するため
東播用水農業水利 護岸建設工事	34,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	東播用水農業水利事業川代ダム河道護岸の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
東播用水農業水利 事業香吐ダム管理施設建設工事	88,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度及 び昭和 62 年度	東播用水農業水利事業香吐ダム管理施設の建設工事には、多くの日数を要するため
加古川西部農業水 機場建設工事	—	—	—	加古川西部農業水利事業杉原川揚水機場の建設工事には、多くの日数を要するため
直轄港湾改修事業	9,960,000	昭和 60 年度	昭和 60 年度及 び昭和 61 年度	直轄港湾改修事業には、多くの日数を要するため
追 改	5,127,000	同	昭和 61 年度	新潟港ほか27港の改修工事には、多くの日数を要するため
港湾改修事業費補助定	14,987,000	—	—	新潟港ほか27港の改修工事には、多くの日数を要するため
港湾改修事業費補助既	9,589,000	昭和 60 年度	昭和 60 年度及 び昭和 61 年度	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するため
追 改	4,228,000	同	昭和 61 年度	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するため
港湾環境整備事業補助既	13,817,000	—	—	港湾環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するため
追 改	700,000	昭和 60 年度	昭和 60 年度及 び昭和 61 年度	港湾環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するため
追 改	130,000	同	昭和 61 年度	港湾環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するため
	830,000	—	—	

(外) 報 表

51

北海道直轄港湾改修事業	既 定	2,300,000	昭和 60 年度	昭和 60 年度 及 び昭和 61 年度
追 改	追 加 定	6,710,000 9,010,000	同 —	昭和 61 年度 —
離島直轄港湾改修事業費	既 定	150,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度
離島港湾改修事業費補助	既 定	2,631,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度
沖縄直轄港湾改修事業	既 定	2,000,000	昭和 60 年度	昭和 60 年度 及 び昭和 61 年度
追 加 定	追 加 定	1,500,000 3,500,000	同 —	昭和 61 年度 —
沖縄港湾改修事業費補助	既 定	855,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度
特定港湾施設工事勘定	エネルギー港湾施設工事	460,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度
"古小牧港整備工事	船川港整備工事	720,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度
新潟港整備工事	相馬港整備工事	70,000 2,000,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度 昭和 60 年度 及 び昭和 61 年度

古小牧港におけるエネルギー港湾施設の改修工事には、多くの日数を要するため
船川港におけるエネルギー港湾施設の改修工事には、多くの日数を要するため
新潟港におけるエネルギー港湾施設の改修工事には、多くの日数を要するため

			昭和 61 年度	
追 加 定 改	2,250,000	同	—	相馬港におけるエネルギー港湾施設の改修工事には、多くの日数を要するため
物資別専門埠頭港湾施設工事	280,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	大船渡港における物資別専門埠頭港湾施設の改修工事には、多くの日数を要するため
大船渡港整備工事	280,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	四日市港における物資別専門埠頭港湾施設の改修工事には、多くの日数を要するため
四日市港整備工事	280,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	四日市港における物資別専門埠頭港湾施設の改修工事には、多くの日数を要するため
空 港 整 備				
空 港 整 備 定 既	3,000,000	昭和 60 年度	昭和 60 年度以降 3箇年度以内	空港整備事業費補助
追 加 定 改	300,000	同	昭和 61 年度	空港整備事業費補助
空 港 整 備 定 既	3,300,000	—	—	空港整備事業費補助
空 港 整 備 定 既	1,387,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	北海道空港整備事業費補助
北海道空港整備事業費補助	1,127,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	新千歳空港及び釧路空港の整備には、多くの日数を要するため
北海道空港整備事業費補助	63,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するため
離島空港整備事業費補助	1,151,200	昭和 60 年度	昭和 61 年度	新千歳空港及び釧路空港の整備には、多くの日数を要するため
沖縄空港整備事業費補助	784,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するため
沖縄空港整備事業費補助	888,000	同	昭和 61 年度	那覇空港の整備には、多くの日数を要するため
沖 縄 空 港 整 備 定 既	1,672,000	—	—	那覇空港の整備には、多くの日数を要するため

建設省 道路整備		沖縄空港整備事業費 補助 事業	昭和 60 年度	昭和 61 年度	
直轄道路新設及び改 築事業	既 定	115,528,000	昭和 60 年度	昭和 60 年度以 降 5 間年度以内	
追 加 定 業	43,100,000	同	昭和 61 年度	昭和 61 年度	
直轄道路共同溝事業	既 定	158,628,000	—	—	
一般国道改修費補助 既 定	4,422,000	昭和 60 年度	昭和 60 年度以 降 3 間年度以内		
追 改	1,500,000	同	昭和 61 年度	昭和 61 年度	
一般国道改修費補助 既 定	5,922,000	—	—	—	一般国道幹線 1 号三ツ谷第 2 桩ほか 186 桩所の新設及び改築工事 には、多くの日数を要するものがあるため 数を要するため
地方道改修費補助 既 定	15,105,000	昭和 60 年度	昭和 60 年度以 降 5 間年度以内		
追 改	15,463,000	同	昭和 61 年度	昭和 61 年度	
地方道改修費補助 既 定	31,568,000	—	—	—	
北海道直轄道路改築 事業	既 定	17,219,000	昭和 60 年度	昭和 60 年度以 降 5 間年度以内	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその 事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるた め
		29,852,000	同	昭和 61 年度	
		47,071,000	—	—	
		9,272,000	昭和 60 年度	昭和 60 年度以 降 5 間年度以内	

昭和六十一年十一月三十日 業務課会議録第六回 昭和六十年度特例(新規土木)及の区域計画

一四六

	追加費	既定費	追加費	既定費	追加費	既定費	追加費	既定費	追加費
北海道地方道改修費補助	22,249,000	31,521,000	—	—	576,000	昭和 60 年度	昭和 60 年度及び昭和 61 年度	昭和 61 年度	—
土地区画整理事業費補助	6,898,000	7,474,000	—	—	—	同	昭和 61 年度	—	—
街路事業費補助	3,240,000	—	昭和 60 年度	昭和 61 年度以内	—	—	—	—	—
北海道土地区画整理事業費補助	3,900,000	7,140,000	同	—	—	昭和 61 年度	昭和 61 年度	—	—
北海道街路事業費補助	17,622,000	66,526,000	同	—	昭和 60 年度	昭和 60 年度以内	—	—	—
	459,000	—	昭和 60 年度	昭和 61 年度	昭和 61 年度	昭和 61 年度	昭和 61 年度	昭和 61 年度	昭和 61 年度
	642,000	—	昭和 60 年度	昭和 61 年度以内	昭和 61 年度	昭和 61 年度	昭和 61 年度	昭和 61 年度	昭和 61 年度
	3,015,000	—	—	—	—	—	—	—	—

一般国道36号入江高架橋(その3)ほか98箇所及び道道タ張若別線桂沢大橋ほか11箇所の改築工事には、多くの日数を要するものがあるため

道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するものがあるため

土地区画整理事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するものがあるため

街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するものがあるため

土地区画整理事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するため

街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するものがあるため

街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するものがあるため

街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するものがあるため

離島道路事業費補助 既 定	666,000	昭 和 60 年 度	昭和 60 年度及 び昭和 61 年度	
追 加 改 定	3,040,000 3,706,000	同 一 —	昭和 61 年度 —	
離島土地区画整理事 業費補助	36,000	昭 和 60 年 度	昭和 61 年度	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
離島街路事業費補助	26,000	昭 和 60 年 度	昭和 61 年度	土地区画整理事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため
沖縄直轄道路改築事 業 既 定	1,910,000	昭 和 60 年 度	昭和 60 年度及 び昭和 61 年度	一般国道58号屋嘉比橋ほか6箇所の改築工事には、多くの日数を要するものがあるため
追 加 改 定	1,300,000 3,210,000	同 一 —	昭和 61 年度 —	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
沖縄一般国道改修費 補助	190,000	昭 和 60 年 度	昭和 61 年度	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
沖縄地方道改修費補 助	1,300,000	昭 和 60 年 度	昭和 61 年度	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
沖縄土地区画整理事 業費補助	1,377,000	昭 和 60 年 度	昭和 61 年度	土地区画整理事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
沖縄街路事業費補助	371,000	昭 和 60 年 度	昭和 61 年度	街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

昭和十一年四月三十日止 施工済未算定額(未算定額)未算定額(未算定額)

○印

			道路政策附帯工事
既 定		9,543,000	昭和 60 年度
追 加		600,000	同
改 定		10,143,000	昭和 61 年度
			昭和 60 年度以降 3 箇年度以内
			同溝附帯工事には、多くの日数を要するため
			公益事業者の負担に係る一般国道兵庫 2 号共同溝ほか 4 箇所の共
			直轄河川改修事業
既 定		41,926,000	昭和 60 年度
追 加		11,696,000	同
改 定		53,622,000	—
			昭和 60 年度以降 5 箇年度以内
			昭和 61 年度
			阿武隈川ほか 82 河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
			直轄河川激甚災害対策特別緊急事業
既 定		5,484,000	昭和 60 年度
追 加		189,000	同
改 定		5,673,000	—
			昭和 61 年度以降 3 箇年度以内
			昭和 61 年度
			関川ほか 1 河川の激甚災害対策特別緊急工事には、多くの日数を要するため
			直轄河川環境整備事業
既 定		405,000	昭和 60 年度
追 加		—	昭和 61 年度
改 定		—	多摩川ほか 3 河川の浄化事業及び淀川の河道整備事業には、多くの日数を要するため
			河川改修費補助
既 定		6,960,000	昭和 60 年度
追 加		—	昭和 60 年度以降 5 箇年度以内
改 定		—	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
			都市河川改修費補助
既 定		11,164,000	昭和 60 年度
追 加		15,304,000	同
改 定		—	昭和 60 年度以降 5 箇年度以内
			河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

導用河川改修費補助 既定	76,000	昭和 60 年度	昭和 60 年度以内 降 5箇年度以内	
追加定額	38,000	同	昭和 61 年度	
北海道直轄河川改修事業 既定	114,000	—	—	
北海道直轄河川改修 追加定額	1,495,000	昭和 60 年度	昭和 60 年度及 び昭和 61 年度	
北海道直轄河川激甚災害対策特別緊急事業 既定	6,805,000	同	昭和 61 年度	石狩川ほか13河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、多 くの日数を要するため
北海道直轄河川環境整備事業補助 追加定額	8,300,000	—	—	
北海道都市河川改修費補助 既定	990,000	昭和 60 年度	昭和 60 年度及 び昭和 61 年度	
北海道直轄河川環境整備事業補助 追加定額	490,000	同	昭和 61 年度	石狩川の激甚災害対策特別緊急工事には、多くの日数を要するた め
北海道直轄河川環境整備事業補助 追加定額	1,480,000	—	—	石狩川の河道整備事業には、多くの日数を要するため
北海道河川改修費補助 既定	2,107,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あら かじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
北海道河川改修費補助 既定	560,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あら かじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
離島河川改修費補助 既定	345,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あら かじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め
沖縄河川改修費補助 既定	375,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あら かじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するた め

昭和六十年三月三十日 案議院令議第第六号 昭和六十年度特例会計補正予算(特集一項)及び回収計画

〔付〕

河川総合開発事業費 補助	既 定	33,262,000	昭 和 60 年 度	昭和 60 年度以 降 5 箇年度以内	
	追 加 定	610,000	同	昭 和 61 年 度	
	改 定	33,872,000	—	—	
治水ダム建設事業費 補助	既 定	9,853,000	昭 和 60 年 度	昭和 60 年度以 降 3 箇年度以内	
	追 加 定	88,000	同	昭 和 61 年 度	
	改 定	9,886,000	—	—	
北海道河川総合開発 事業費補助		298,000	昭 和 60 年 度	昭和 61 年度	
直轄砂防事業	既 定	3,740,000	昭 和 60 年 度	昭和 60 年度以 降 3 箇年度以内	
	追 加 定	5,789,000	同	昭 和 61 年 度	
	改 定	9,479,000	—	—	
直轄地すべり対策事 業		497,000	昭 和 60 年 度	昭 和 61 年 度	
砂防事業費補助	既 定	414,000	昭 和 60 年 度	昭和 60 年度以 降 3 箇年度以内	
	追 加 定	5,577,000	同	昭 和 61 年 度	
	改 定	5,991,000	—	—	

河川総合開発事業について、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するため、治水ダム建設事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するため、河川総合開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するため、直轄砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するため、直轄地すべり対策事業については、多くの日数を要するため、最上川農牧地区ほか3地区の地すべり対策工事には、多くの日数を要するため、砂防事業費補助については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行ふことを要するため

(外) 報 告

59

		昭和 60 年度	昭和 61 年度	
砂防激甚災害対策特別緊急事業費補助		150,000		砂防激甚災害対策特別緊急事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
地すべり対策事業費補助	既 定	207,000	昭和 60 年度	砂防激甚災害対策特別緊急事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
地すべり激甚災害対策特別緊急事業費補助	追 加 定	874,000	同	砂防激甚災害対策特別緊急事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
地すべり激甚災害対策特別緊急事業費補助	追 改 定	1,081,000	—	砂防激甚災害対策特別緊急事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道直轄砂防事業	既 定	54,000	昭和 60 年度	砂防激甚災害対策特別緊急事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道直轄砂防事業	追 加 定	414,000	昭和 60 年度	砂防激甚災害対策特別緊急事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道砂防事業費補助	追 改 定	724,000	同	砂防激甚災害対策特別緊急事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
北海道地すべり対策事業費補助	既 定	1,138,000	—	砂防激甚災害対策特別緊急事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
離島砂防事業費補助		984,000	昭和 60 年度	砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
沖縄砂防事業費補助		6,000	昭和 60 年度	砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
多目的ダム建設事業	特 定	312,000	昭和 60 年度	砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
多目的ダム建設事業	特 定	171,000	昭和 60 年度	砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

昭和六十年一月三十日 衆議院本議場第六号 昭和六十年度補正(本計概算)(第1号)及ば回新計補

一月四日

仁淀川大渡ダム建設工事	40,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	仁淀川大渡ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
菊池川竜門ダム建設工事	400,000	昭和 60 年度	昭和 61 年度	菊池川竜門ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
岩木川浅瀬石川ダム建設工事	2,650,000	昭和 60 年度	昭和 60 年度以内 降 3 箇年度以内	岩木川浅瀬石川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
阿賀野川大川ダム建設工事	151,000	同	昭和 61 年度	阿賀野川大川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
既定追加改定	2,801,000	—	—	—
小瀬川弥栄ダム建設工事	450,000	昭和 60 年度	昭和 60 年度及 び昭和 61 年度	阿賀野川大川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
既定追加改定	500,000	同	昭和 61 年度	—
既定追加改定	9,900,000	昭和 60 年度	昭和 60 年度以 降 3 箇年度以内	小瀬川弥栄ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
既定追加改定	80,000	同	昭和 61 年度	—
既定追加改定	9,980,000	—	—	—
既定追加改定	11,221,000	昭和 60 年度	昭和 60 年度以 降 4 箇年度以内	小瀬川弥栄ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
既定追加改定	403,000	同	昭和 61 年度	—
既定追加改定	11,624,000	—	—	最上川寒河江ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため

既定	13,644,000	昭和 60 年度	昭和 60 年度以内 降 3 箇年度以内
追改	100,000	同	昭和 61 年度
追定	13,744,000	—	—
松浦川巣木ダム建設工事			
既定	1,603,000	昭和 60 年度	昭和 60 年度及 び昭和 61 年度
追改	700,000	同	昭和 61 年度
追定	2,303,000	—	—
阿武隈川七ヶ宿ダム建設工事			
既定	20,370,000	昭和 60 年度	昭和 60 年度以 降 3 箇年度以内
追改	451,000	同	昭和 61 年度
追定	20,821,000	—	—
利根川[渡良瀬遊水池総合開発建設工事			
既定	580,000	昭和 60 年度	昭和 60 年度及 び昭和 61 年度
追改	1,940,000	同	昭和 61 年度
追定	2,520,000	—	—
荒川荒川調節池除合開発建設工事			
既定	960,000	昭和 60 年度	昭和 60 年度及 び昭和 61 年度
追改	200,000	同	昭和 61 年度
追定	1,160,000	—	—
赤川月山ダム建設工事			

昭和六十一年一月十一日 衆議院会議録第六回 昭和六十年度特別会計補正予算(特第一号)及び回報告書

一四六

		既定	昭和 60 年度	昭和 60 年度以降 4 間年度以内	
追改	追加定建	82,000	同	昭和 61 年度	
		3,262,000	—	—	
北海道多目的ダム建設事業					
石狩川定山渓ダム建設工事	既定	5,580,000	昭和 60 年度	昭和 60 年度及び昭和 61 年度	
後志和別川美利河ダム建設工事	追加定建	906,000	同	昭和 61 年度	石狩川定山渓ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
沙流川総合開発建設工事	既定	6,486,000	—	—	
	追加定建	1,900,000	昭和 60 年度	昭和 60 年度及び昭和 61 年度	後志和別川美利河ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追加定建	110,000	同	昭和 61 年度	
	追加定建	3,210,000	—	—	
	追加定建	194,000	同	昭和 61 年度	沙流川総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追加定建	2,094,000	—	—	

昭和六十一年度特別会計補正予算(特第一号)に関する解説書

補正予算の要旨

本補正予算是、一般会計予算補正等に関するもので、国债整理基金特別会計、国立学校特別会計等の十二回特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。なお、国有林野事業特別会計等六特別会計においては、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととする。

本補正予算是、一般会計予算補正等に関するものである。(審査未満四項目へ)

1 国債整理基金特別会計

歳入(百万円)	歳出(百万円)
一九九、七九八、一一一	一九九、七九八、一一一
一、〇三九、〇四〇	四六、四四〇

		修正減少
2 計	△ 四八、五五九	△ 四八、五三九
2 国立学校特別会計	△ 四八、八二二	△ 四八、七九六
当初	一、六〇六、三三七	一、六〇六、三三七
補正追加	△ 一九、三五〇	△ 一九、三五〇
計	△ 六、九四七	△ 六、九四七
補正減少	一、六一八、七四〇	一、六一八、七四〇
3 厚生保険特別会計	△ 四八、五三九	△ 四八、五三九
(1) 健康勘定		
当初	△ 四六二、七六二	△ 四六二、七六二
補正追加	△ 五五一	△ 五五一
計	△ 二四四、八九二	△ 二四四、八九二
修正減少	五、二一八、四二一	五、二一八、四二一
(2) 業務勘定		
当初	四二七、五六七	四二七、五六七
補正追加	一、三三三	一、三三三
計	△ 四二八、五〇五	△ 四二八、五〇五
修正減少	三八五	三八五
4 国民年金特別会計	△ 四二八、五〇五	△ 四二八、五〇五
業務勘定	△ 二〇〇一、〇〇五	△ 二〇〇一、〇〇五
当初	二、〇　一、〇〇五	二、〇　一、〇〇五
補正追加	△ 一、六一八	△ 一、六一八
計	△ 二〇〇三、四一二	△ 二〇〇三、四一二
修正減少	一、九八九、三九六	一、九八九、三九六
5 労働保険特別会計	△ 一、九八九、三九六	△ 一、九八九、三九六
雇用勘定	△ 一、一五、〇一五	△ 一、一五、〇一五
当初	△ 一、八八八、〇三九	△ 一、八八八、〇三九
補正追加	△ 一、四五四、二四五	△ 一、四五四、二四五
計	△ 三五、四〇五	△ 三五、六一五
6 道路整備特別会計	△ 岁入(百万円)	△ 岁出(百万円)
当初	一、九八九、三九六	一、九八九、三九六
補正追加	△ 一、三三五	△ 一、三三五
計	△ 一、八八八、〇三九	△ 一、八八八、〇三九

昭和六十年度分の地方交付税の総額の特例等
に關する法律案
右
国会に提出する。
昭和六十一年一月二十四日
内閣總理大臣 中曾根康弘

昭和六十年度分の地方交付税の総額の特例等
(地方交付税の總額の特例)
第一条 昭和六十一年度分として交付すべき地方交付税の總額に係る地方交付税法第六条第二項の規定による額の算定については、昭和六十年度の一般会計補正予算(第一号)による
補正後の一般会計予算に計上された所得税、法人税及び酒税の収入見込額(以下「所得税、法人税及び酒税の昭和六十年度補正後収入見込額」という。)のそれぞれ百分の三十二に相当する額の合算額を、同年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二に相当する額の合算額として交付した額とみなして、同年度における地方交付税で、まだ交付していない額又は同年度において交付すべきであった額を超えて交付した額を算定するものとする。

(交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れ
の特例)
第二条 昭和六十年度分の交付税及び譲与税配付
金特別会計法(昭和二十九年法律第百三号)第四

修正減少

△ 七六
△ 二八六

△ 五七四

△ 二八六
△ 五七四

計

以上ほかに、登記特別会計、国立病院特別会計、治水特別会計の補正を行つてある。

また、国庫債務負担行為の追加を行うのは、次の特別会計である。

国有林野事業特別会計

特定土地改良工事特別会計

港湾整備特別会計

空港整備特別会計

道路整備特別会計

治水特別会計

補正予算の可決理由

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十一年二月十三日

予算委員長 小瀬 恵三

衆議院議長 坂田 道大殿

昭和六十一年二月十三日 衆議院会議録第六号

昭和六十年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一五八

条の規定による一般会計から交付税及び譲与税

配付金特別会計への織入金の額の算定について

は、昭和六十年度における所得税、法人税及び

酒税の収入見込額は、所得税、法人税及び酒税

の昭和六十年度当初収入見込額とする。

2 昭和六十一年度以降の各年度分の交付税及び

譲与税配付金特別会計第四条の規定による一

般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計へ

の織入金の額の算定については、所得税、法人

税及び酒税の昭和六十年度補正後収入見込額の

それぞれ百分の三十二に相当する金額の合算額

を、昭和六十一年度における所得税、法人税及び

酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二に相

当する金額の合算額として繰り入れた額とみな

して、同年度における地方交付税法による地方

交付税に相当する金額で、まだ当該会計に繰り入

れた額を算定するものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和六十二年度以降の各年度分として交付す
べき地方交付税の総額については、法律の定め
るところにより、所得税、法人税及び酒税の昭
和六十年度当初収入見込額のそれぞれ百分の三
十二に相当する額の合算額から所得税、法人税
及び酒税の昭和六十年度補正後収入見込額のそ
れぞれ百分の三十二に相当する額の合算額を控
除した額以内の額を減額する措置を講ずること
とする。

理 由

地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額
の確保に資するため、昭和六十年度分として交付
すべき地方交付税の総額及び同年度分の一般会計
の額の算定について特例を設ける等の必要があ

る。これが、この法律案を提出する理由である。

〔別紙〕

昭和六十年度分の地方交付税の総額の特例

等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、次の点について

善処すべきである。

昭和六十二年度以降において減額することとさ
れている額相当額の減額の時期及び金額を定める

にあたつては、交付税特別会計借入金の償還を昭
和六十一年度以降に繰り延べている等地方財政の

厳しい状況を十分考慮し、所要の交付税総額の確
保に支障を生じないようすること。

昭和五十九年度における道路整備費の財源の

特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

「第一号に掲げる額」とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三
十四号)の一部を次のようして改正する。

第五条第二項中「昭和六十一年度及び」を削
り、「それぞれ当該各年度の前前年度」を「昭和
六十一年度」に改める。

理 由

最近の経済情勢等にかんがみ、道路整備事業の

実施の一層の促進を図るために、昭和六十一年度にお
ける道路整備費の財源の特例等を設ける必要があ
る。これが、この法律案を提出する理由である。

理 由

昭和五十九年度における道路整備費の財源の

特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の
特例等に関する法律の一部を改正する法律案

右報告する。

昭和六十一年二月十二日 地方行政委員長 福島 譲

衆議院議長 坂田 道太殿

(転換関連保証についての中小企業信用保険法の特例)

をしようとするときは、通商産業大臣に協議し、かつ、当該地域を管轄する都道府県知事及び中小企業近代化審議会の意見を聽かなければならぬ。

第二章 事業転換対策

(事業転換計画の承認)

第三条 特定中小企業者であつてその事業活動の状況が主務省令で定める基準に該当するものは、その事業の転換を行おうとするときは、当該事業の転換に関する計画(以下「事業転換計画」という。)を作成し、これをその住所地を管轄する都道府県知事に提出して、その事業転換計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 事業転換計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業の転換の内容

二 事業の転換の実施時期

三 事業の転換に伴う設備の設置又は廃棄若しくは譲渡に関する事項

四 事業の転換に伴う労務に関する事項

五 事業の転換を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

3 都道府県知事は、第一項の承認の申請があつた場合において、その事業転換計画が、当該事業の転換を行う特定中小企業者の能力を有効かつ適切に發揮することができるものであることを認めるときは、その承認をするものとする。

4 都道府県知事は、第一項の承認に際し、主務省令で定めることにより、その申請をした者が特定中小企業者に該当する旨を確認するものとする。

(事業転換計画の変更等)

第四条 前条第一項の承認を受けた特定中小企業者(以下「承認特定中小企業者」という。)は、当該承認に係る事業転換計画を変更しようとするときは、同項の規定による変更の承認があつたときは、その変後のも

とを受けなければならない。

2 都道府県知事は、承認特定中小企業組合等(以下「承認特定商工組合等」という。)は、当該承認に係る事業転換計画を変更しようとするときは、同項の規定による変更の承認があつたときは、その変後のも

とを受けなければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

(事業転換円滑化計画の承認)

第五条 商工組合その他の政令で定める法人であつて、相当数の特定中小企業者を直接又は間接の構成員(以下単に「構成員」という。)とするもの(以下「特定商工組合等」という。)は、新商品又は新技術の研究開発、需要の開拓、研修、情報の提供その他の事業であつて構成員たる中小企業者の事業の転換の円滑化を図るためのもの(以下「事業転換円滑化事業」という。)を実施しようとするときは、その事業転換円滑化事業に

関する計画(以下「事業転換円滑化計画」とい

う。)を作成し、これを当該特定商工組合等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その事業転換円滑化計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 事業転換円滑化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業転換円滑化事業の目標

二 事業転換円滑化事業の内容及び実施時期

三 事業の転換に伴う労務に関する事項

4 都道府県知事は、第一項の承認に際し、主務省令で定めるとこにより、その申請をした者が特定中小企業者に該当する旨を確認するものとする。

(事業転換計画の変更等)

第四条 前条第一項の承認を受けた特定中小企業者(以下「承認特定中小企業者」という。)は、当該承認に係る事業転換計画を変更しようとする

た場合において、その事業転換円滑化計画が、当該特定商工組合等の構成員たる中小企業者の事業の転換の円滑化を図るために有効かつ適切なものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

2 都道府県知事は、承認特定商工組合等が承認に係る事業転換円滑化計画(前項の規定による変更の承認があつたときは、その変後のも

と受けなければならない。

3 前条第一項の規定は、第一項の承認について準用する。

(事業転換円滑化計画の変更等)

第五条 商工組合その他の政令で定める法人であつて、相当数の特定中小企業者を直接又は間接の構成員(以下単に「構成員」という。)とするもの(以下「特定商工組合等」という。)は、新商品又は新技術の研究開発、需要の開拓、研修、情報の提供その他の事業であつて構成員たる中小企業者の事業の転換の円滑化を図るためのもの(以下「事業転換円滑化事業」という。)を実施しようとするときは、その事業転換円滑化事業に

関する計画(以下「事業転換円滑化計画」とい

う。)を作成し、これを当該特定商工組合等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その事業転換円滑化計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 事業転換円滑化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業転換円滑化事業の目標

二 事業転換円滑化事業の内容及び実施時期

三 事業の転換に伴う労務に関する事項

4 都道府県知事は、第一項の承認に際し、主務省令で定めるとこにより、その申請をした者が特定中小企業者に該当する旨を確認するものとする。

(事業転換計画の変更等)

第四条 前条第一項の承認を受けた特定中小企業者(以下「承認特定中小企業者」という。)は、当該承認に係る事業転換計画を変更しようとする

(転換関連保証についての中小企業信用保険法の特例)

第七条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」とい

う。)の保険関係であつて、転換関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認特定中小企業者が承認事業転換計画に従つて事業の転換を行うのに必要な資金に係るもの又は承認特定商工組合等が承認事業転換円滑化計画に従つて事業転換円滑化事業を実施していないと認めるとときは、その承認を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、承認特定商工組合等が承認に係る事業転換円滑化計画(前項の規定による変更の承認があつたときは、その変後のも

と受けなければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

(転換関連保証及びその他の保証)

第五条 第三条第一項の規定は、第三条の二第一項、第三条の三第一項、第三条の三第二項、第三条の三第三項、第三条の三第四項、第三条の三第五項、第三条の三第六項、第三条の三第七項、第三条の三第八項、第三条の三第九項、第三条の三第十項及び第三条の三第十一項に規定する転換関連保証(以下「転換関連保証」という。)に係る保険関係の保険額の合計額とそれぞれの保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ

特定期間内に規定する転換関連保証に係る保険関係の保険額の合計額とそれぞれの保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ

転換関連保証及びその他の保証ごとに、それぞ

れ当該保証をした

別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険及び新技術企業化保険にあつては、百分の八十」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保

險関係であつて、転換関連保証に係るものにつ

いての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかるらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(課税の特例)

第八条 承認特定商工組合等が、承認事業転換円滑化計画で定める賦課の基準に基づいて、その構成員たる中小企業者に対し、当該承認事業転換円滑化計画で定める新商品又は新技術の研究開発に係る試験研究(以下「承認事業転換円滑化計画に係る試験研究」という。)に必要な機械装置(工具、器具及び備品を含む。)を得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、当該中小企業者が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)で定めるところにより、当該負担金について特別償却を行うことができる。

3 承認特定商工組合等が、承認事業転換円滑化計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員に対し承認事業転換円滑化計画に係る試験研究のための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について特別償却を行うことができる。

3 承認特定商工組合等が、承認事業転換円滑化計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員に対し承認事業転換円滑化計画に係る試験研究のための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について特別償却を行うことができる。

第三章 緊急経営安定対策

第九条 特定中小企業者は、事業の転換を行おう

とすることその他の事情のため緊急に経営の安定を図る必要がある場合には、次の各号の一に該当することについてその住所地を管轄する都道府県知事の認定を受けることができる。

一 第二条第二項第一号の規定により主務大臣

が指定する業種のうち、最近の貿易事情その他の国際経済に係る事情の急激な変化であつて政令で定めるものにより、その業種に属する事業の目的物たる物品若しくはこれを使用した物品の輸出が減少し、若しくは減少する見通しがあり、又はその業種に属する事業の目的物たる物品に対する需要がこれと競争関係にある物品の輸入の増加により減少し、若しくは減少する見通しがあるため、当該事業を行う相当数の特定中小企業者の事業活動に支障を生じていると認められる業種として主務大臣が指定するものに属する事業を行ひ、かつ、主務省令で定める基準に該当するものであること。

二 第二条第二項第一号の規定により主務大臣

が指定する業種であつて前号の規定により主務大臣が指定する業種以外のもの及び同項第二号の規定により主務大臣が地域を限つて指定する業種のうち、次の要件に該当する業種として主務大臣が地域を限つて指定するものに属する事業を行い、かつ、主務省令で定める基準に該当するものであること。

イ その業種に属する事業の事業活動の一部

が特定の地域に集中して行われていること。

ロ 前号の政令で定める変化により、その地域内においてその業種に属する事業を行う事業者はその事業の目的物たる物品に対する需要がこれと競争関係にある物品の輸入の増加によるため、当該事業を行う見通しがあり、又はその地域内においてその業種に属する事業を行う事業者はその事業の目的物たる物品に対する需要がこれと競争関係にある物品の輸入の増加によるため、当該事業を行う見通しがあること。

より減少し、若しくは減少する見通しがあるため、その地域内において当該事業を行う相当数の特定中小企業者の事業活動に支障を生じていると認められること。

三 前二号の規定により主務大臣が指定する業種以外の業種に属する事業を行う特定中小企業者であつて、第一号の政令で定める変化により、その事業の目的物たる物品若しくはこれを使用した物品の輸出が減少し、若しくは減少する見通しがあり、又はその事業の目的物たる物品に対する需要がこれと競争関係にある物品の輸入の増加により減少し、若しくは減少する見通しがあること。

四 第二条第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

(国際経済関連保証についての中小企業信用保険法の特例)

第五条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、国際経済関連保証(中

小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保

証であつて、認定特定中小企業者がその経営の安定を図るために必要な資金に係るもの又は第二

条第一項第六号に掲げる者(認定特定中小企業者であるもの又はその構成員の三分の二以上が

認定特定中小企業者であるものに限る。)がその構成員たる認定特定中小企業者に対するその経営の安定を図るために必要な資金を貸し付けるた

めに必要な資金に係るもので、政令で定める日までに受けたものをいう。以下同じ。)を受けた

中小企業者に係るものについての次の表の上欄欄に掲げる字句とする。

六 第十条 都道府県は、中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第三条第一項に規定する貸付けに係る貸付金であつて、前条

第一項の認定を受けた特定中小企業者(以下「認

(中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の延長)

第十一条 都道府県は、中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第三条第一項に規定する貸付けに係る貸付金であつて、前条

第一項の認定を受けた特定中小企業者(以下「認

定特定中小企業者」という。)に對しこの法律の施行の日前に貸し付けたもの(同法第三条第一項第二号の貸し付けたものを含む。)について

は、同法第五条の規定にかかるらず、その償還期間を三年を超えない範囲内において延長する

ことができる。

七 第十二条 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

八 第十三条 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

九 第十四条 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

十 第十五条 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

十一 第十六条 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

十二 第十七条 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

十三 第十八条 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

十四 第十九条 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

十五 第二十条 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

十六 第二十一条 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

十七 第二十二条 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

十八 第二十三条 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

十九 第二十四条 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

二十 第二十五条 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

二十一 第二十六条 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

二十二 第二十七条 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

二十三 第二十八条 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

二十四 第二十九条 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

二十五 第三十条 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

二十六 第三十一条 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

二十七 第三十二条 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

二十八 第三十三条 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

二十九 第三十四条 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

三十 第三十五条 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

三十一 第三十六条 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

三十二 第三十七条 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

三十三 第三十八条 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

三十四 第三十九条 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

三十五 第四十条 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

三十六 第四十一条 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

三十七 第四十二条 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

三十八 第四十三条 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

三十九 第四十四条 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

四十 第四十五条 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

定特定中小企業者」という。)に對しこの法律の施行の日前に貸し付けたもの(同法第三条第一項第二号の貸し付けたものを含む。)については、同法第五条の規定にかかるらず、その償還期間を三年を超えない範囲内において延長することができる。

十一 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

十二 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

十三 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

十四 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

十五 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

十六 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

十七 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

十八 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

十九 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

二十 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

二十一 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

二十二 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

二十三 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

二十四 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

二十五 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

二十六 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

二十七 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

二十八 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

二十九 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

三十 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

三十一 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

三十二 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

三十三 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

三十四 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

三十五 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

三十六 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

三十七 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

三十八 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

三十九 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

四十 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

四十一 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

四十二 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

四十三 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

四十四 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

四十五 第二項の規定により主務大臣が指定する業種に該当するものであること。

第三条の二第三項、第三 条の三第二項	当該保証をした
	国際経済関連保証及びその他の保証ごとに、そ れぞれ当該保証をした
当該債務者	国際経済関連保証及びその他の保証ごとに、当 該債務者
2 普通保険の保険関係であつて、国際経済関連 保証に係るものについての中小企業信用保険法 第三条第一項及び同法第五条の規定の適用につ いては、同法第三条第二項中「百分の七十」とあ り、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保 険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー 対策保険及び新技術企業化保険)」に付する 分の八十」とあるのは、「百分の八十」とする。	2 行う事業の転換を円滑にするための措置及び特 定中小企業者に対する経営の安定を図るために 緊急の措置と併せて、特定中小企業者の国際経 済環境等の変化への適応を円滑にするため、技 術的研究開発の推進、人材の養成その他の中小 企業の近代化の促進に必要な措置を適切に講ず るよう努めるものとする。
3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保 険関係であつて、国際経済関連保証に係るもの についての保険料の額は、中小企業信用保険法 第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分 の二以内において政令で定める率を乗じて得た 額とする。	3 第十四条 国は、承認特定中小企業者が承認事業 転換計画に従つて事業の転換を行うのに必要な 資金、承認特定商工組合等が承認事業転換円滑 化計画に従つて事業転換円滑化事業を実施する のに必要な資金及び認定特定中小企業者がその 経営の安定を図るために必要な資金の確保に努め るものとする。
4 認定特定中小企業者が、昭和六十一年一月三 十一日から第九条第一項の認定を受けた日(同 項の認定を第一項の政令で定める日以後に受け たときは、その政令で定める日)までの間に、そ の経営の安定を図るために必要な資金につき中小 企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一 項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証 を受けたときは、その債務の保証を国際経済関 連保証とみなして、前三項の規定を適用する。 (欠損金の繰戻しによる法人税の還付)	4 第十五条 国は、特定中小企業者が貿易構造その 他の経済的事情の著しい変化により事業活動の 縮小を余儀なくされた場合においては、その特 定中小企業者の雇用する労働者について、失業 の予防その他雇用の安定を図るために必要な措置 を講ずるよう努めるものとする。
第五章 その他の特定中小企業者に対する 措置等 (近代化施策の推進)	第五章 雑則 (報告の微収)
第十三条 国及び都道府県は、特定中小企業者が事業の 転換を行う場合又は事業活動の縮小を余儀なく された場合においては、その特定中小企業者に 雇用されていた労働者について、職業訓練の実 施、就職のあつせんその他その者の職業及び生 活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう 努めるものとする。	第十九条 都道府県知事は、承認特定中小企業者 又は承認特定商工組合等に対し、承認事業転換 計画又は承認事業転換円滑化計画の実施状況につ いて報告を求めることができる。 (事務の委任)
第十六条 国及び都道府県は、承認特定中小企業 者又は認定特定中小企業者に対し、その事業の 転換の実施について必要な指導及び助言を行な う。	第二十条 この法律の規定により都道府県知事の 権限に属する事務は、政令で定めるところによ り、市町村長又は特別区の長に委任することができる。
3 第一条 この法律の規定にかかる罰則の適用につ いては、この法律は、その時以後も、なおその効力 を有する。	3 第一条 この法律の規定にかかる罰則の適用につ いては、この法律は、その時以後も、なおその効力 を有する。

(主務大臣等)

とおりとする。

第二十一条 この法律における主務大臣は、次の
とおりとする。

二 第九条第一項の規定による業種の指定に関する事項については、当該業種に属する事業を所管する大臣

一 第十二条第二項の規定による業種の指定に関する事項については、当該業種に属する事業を所管する大臣

二 この法律における主務省令は、通商産業大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣

一 第十二条第一項の規定による業種の指定に関する事項については、当該業種に属する事業を所管する大臣

二 この法律における主務省令は、通商産業大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣

て成立している保険関係については、なお從前の例による。

(中小企業事業転換対策臨時措置法の廃止)

第三条 中小企業事業転換対策臨時措置法(昭和五十一年法律第八十四号)は、廃止する。

(中小企業事業転換対策臨時措置法の廃止に伴う経過措置)

第四条 前条の規定による廃止前の中小企業事業

転換対策臨時措置法(以下「旧事業転換法」とい

う。)第三条第一項の認定を受けた中小企業者に関する計画(次項において「認定計画」という。)に

保証についての中小企業信用保険法の特例並びに報告の徴収については、なお從前の例による。

2 旧事業転換法附則第四条の規定は、この法律

の施行後も、なおその効力を有する。

3 この法律の施行前にした行為及び第一項の規定により從前の例によることとされる報告の徴収に係る行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

五百八十六条第二項第十三号を次のように改める。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

五百八十六条第二項第十三号を次のように改める。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

五百八十六条第二項第十三号を次のように改める。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

五百八十六条第二項第十三号を次のように改める。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

五百八十六条第二項第十三号を次のように改める。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

五百八十六条第二項第十三号を次のように改める。

日本に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 前条の規定による改正前の地方税法第五百八十六条第二項第十三号に規定する旧事業転換法第三条第一項の規定による認定を受けた同項の計画(次項において「認定計画」という。)に

係る事業の転換後の事業の用に供する土地又は

その取得に對して課する特別土地保有税につい

ては、なお從前の例による。

2 前条の規定による改正前の地方税法附則第三

十二条の三第四項に規定する認定計画に係る事

業の転換後の事業及び認定計画に基づく事業の

転換のための事業の用に供する施設に係る地方

税法第七百一条の三十二第一項に規定する事業

に係る事業所税及び同条第二項に規定する新增

設に係る事業所税については、なお從前の例に

よる。

(産地中小企業対策臨時措置法の一部改正)

第七条 産地中小企業対策臨時措置法(昭和五十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

四 事業の転換に際しては、特定中小企業者

に係る事業所税については、なお從前の例に

改める。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

五百八十六条第二項第十三号を次のように改め

る。

七の五 特定中小企業者事業転換対策等臨時

措置法(昭和六十一年法律第一号)の施

行に関すること。

理由

近年の貿易構造その他の経済的事情の著しい変化にからがみ、中小企業の国際経済環境等の変化への適応を円滑化するため、中小企業者が行う事業の転換を助成し、あわせて最近の貿易事情等の急激な変化により事業活動に支障を生じている中

小企業者の経営の安定を図るため、中小企業信用保険の特例措置その他の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特例中小企業者事業転換対策等臨時措置法

案(内閣提出)に関する報告書

本案は、本年十二月に廃止期限の到来する現行の中小企業事業転換対策臨時措置法を吸収し、中小企業者の事業転換対策を拡充強化することとも、最近の国際経済事情の急激な変化に対応し中小企業者の緊急経営安定対策を講ずること等により、中小企業者の国際経済環境等の変化への適応を円滑化しようとするもので、その主要な内容は次のとおりである。

1 目的

この法律は、近年における貿易構造その他の経済的事情の著しい変化にからがみ、特定の主務省令で定める基準に該当するものが行うものであり、かつ、その計画が同条第三項の政令で定める基準に該当するものであること。

2 特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法

特定期間による承認を受けた同法第二条第一項の規定による承認を受けた同法第二条第一項に規定する特定中小企業者が当該承認に係る同法第三条第一項の事業転換計画に従つて行う事業の転換後の事業の用に供する土地

による輸出の減少等の影響が生じている業種として主務大臣が指定する、いわゆる「全国業種」又は「地域業種」に属する中小企業者若しくはこれらの業種以外の業種の中小企業者であつて、特定仕向地への輸出の減少等の影響が生じていると認められるものをいう。

3 事業転換計画の承認

特定中小企業者であつてその事業活動の状況が省令の基準に該当するものは、事業転換の内容、実施時期、設備、労務、資金等に関する事業転換計画を作成し、都道府県知事に提出して、適当である旨の承認を受けることができる。

4 事業転換円滑化計画の承認

相当数の特定中小企業者を構成員とする特定商工組合等は、構成員たる中小企業者の事業転換の円滑化を図るため、事業の目標、内容、実施時期、資金等に関する事業転換円滑化計画を作成し、都道府県知事に提出して、適当である旨の承認を受けることができる。

5 転換関連保証についての中小企業信用保険法の特例

承認を受けた特定中小企業者及び特定商工組合等が承認を受けた転換計画の実施に必要な資金に係る保証を転換関連保証として特別措置を設け、(1)付保限度額を別枠として、普通保険七千万円(組合一億四千万円)、無担保保険一千万円、特別小口保険三百万円、(2)てん補率を八〇%、(3)保険料率を年二‰以内で政令で定めるものとする。

6 課税の特例

(1) 承認を受けた特定商工組合等が、承認を受けた事業転換円滑化計画で定める賦課の基準に基づいて、構成員に対し試験研究費用に充てるための負担金を賦課し

たとき及び負担金により試験研究用固定

2 特定中小企業者の定義

この法律において、「特定中小企業者」とは、中小企業者であつて貿易構造等の著しい変化

資産を取得したときは、租税特別措置法により、アその負担金について特別償却を行うことができる。イその負担金について試験研究費の額が増加した場合等の課税の特例があるものとする。ウその試験研究用固定資産に係る取得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

(2) 特定中小企業者の事業転換計画に基づく事業について、地方税法における事業所税及び特別土地保有税の特例措置を講ずる。

4 緊急経営安定対策

(1) 特定中小企業者の認定

特定中小企業者は、事業の転換を行おうとすること等のため緊急に経営の安定を図る必要がある場合には、次に該当することについて都道府県知事の認定を受けることができる。

(1) 最近の国際経済事情等の急激な変化により輸出入の面で影響を受けている業種として主務大臣が指定する「全国業種」又は「地域業種」に属する事業を行い、かつ、省令の基準に該当するものであること。

(2) これら業種以外の業種の特定中小企業者であつて輸出入の面で影響を受けていため、その事業活動に支障を生じていると認められ、かつ、省令の基準に該当するものであること。

5 中小企業近代化資金等助成法による貸付

都道府県は、認定を受けた特定中小企業

者に対し、中小企業設備近代化資金の償還期間を三年を超えない範囲内において延長することができる。

(3) 國際経済関連保証についての中小企業信用保険法の特例

認定を受けた特定中小企業者の経営安定資金又は事業協同組合等が構成員たる認定を受けた特定中小企業者の経営安定のために貸し付ける資金に係る保証を國際経済関連保証として特例措置を設ける。(付保限度額等は、3の(2)の転換関連保証に同じ。)

6 欠損金の繰戻による法人税の還付

認定を受けた特定中小企業者について欠損金が生じた場合には、租税特別措置法により法人税の欠損金の繰戻による還付の措置の適用があるものとする。

7 その他の特定中小企業者に対する措置等

特定中小企業者に対する近代化施策の推進、資金の確保、雇用の安定等、指導及び助言、産地への配慮、國際経済環境等の考慮について規定する。

8 施行期日等

(1) この法律は、公布の日から施行し、施行の日から起算して七年を経過した日に、その効力を失う。ただし、4の緊急経営安定対策の規定は、昭和六十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

(2) 中小企業事業転換対策臨時措置法は、廃止する。

二 議案の可決理由

本案は、近年の経済的事情の著しい変化にかんがみ、特定中小企業者の事業転換の円滑化を

図り、あわせて現下の急激かつ大幅な円高等の国際経済事情の激変により事業活動に支障を生じて、特定中小企業者の経営安定のため緊急措置を講ずること等により、特定中小企業者の国際経済環境等の変化への適応を円滑化するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本共産党・革新共同工藤晃君外一名より緊急経営安定対策の拡充等を内容とする修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和六十一年二月十二日

商工委員長 野田 純
衆議院議長 坂田 道太殿

〔別紙〕
特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、昨年来の急激、かつ、大幅な円相場の高騰等、内外の厳しい環境下にある中小企業、とりわけ輸出型産地中小企業者の深刻な実情にかんがみ、情勢の推移に応じ施策の見直しを行い、その拡充強化に努めることとともに、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

五 特定中小企業者の事業転換及び円高等による経営への影響は、当該特定中小企業者に雇用される労働者の利害に重大な関係を有するものであることにかんがみ、雇用の安定、生活の安定等に最大限の措置を講ずるよう努力すること。

一 特定中小企業者に関する業種指定等に当たっては、今後さらに事業転換が要請される構造的要因の変化をふまえ、実態に即しえれる限り広い範囲の中小企業者が対象となるよう配慮すること。

衆議院会議録第二号(中止誤)

六 少	行	誤
八 六	二	安全体制
三 未	全般	正
二 六	野見川眞之	今般
四 末	水俣病	野見山眞之

昭和六十一年二月十三日 衆議院會議錄第六号

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可日

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大藏省印刷局
電話 東京 五三一(大代) 105

定価一円
三三〇円部